

# 炉辺談話総集編

No. 5

2006年

# もくじ

新春雑感	1
RI 脱退クラブ	5
エンロンとライブドア	8
ロータリアンの責務	14
脊椎管狭窄	17
ロータリーの目的	22
四大奉仕に基づいたCLPクラブ細則例	41
超我の奉仕賞	58
マンホールman-hole	62
ロータリーの義務	65
青少年交換の功罪	68
United Nations	71
人道的奉仕活動	73
ロータリーの二重人格	76
クラブ・リーダーシップ・プランのまとめ	79
大動脈解離	141

## 新春雑感

私の仕事部屋には3台のパソコンが並んでいます。右端は Pentium 3 内蔵のバイオで、三年前に当時の最高機種ということで大枚を払って買ったものなので、少々型遅れになりつつありますが、苦勞して集めた数々のソフトの大半がインストールされている関係もあって、メイン・パソコンとして、だましまし使用しています。本体の DVD の調子が悪いので、外付けを増設し、MO、HDD、スキャナー、レーザー・プリンターがぶら下がっています。

中央のパソコンは Pentium4 内蔵の 3.3M ヘルツの我が家における最高機種で、日本橋へ行って部品を集めて、すべて手作りしたものであるため、市販同機種と比べると半値くらいで出来上がりました。もっぱらホームページ作成と画像処理に使っており、スキャナー、フィルム・スキャナー、カラー・プリンター、1G の HDD、MO が付いています。大型の液晶モニターを付けているので、本来の用途以外には、テレビや DVD 再生用として使用しています。

左端はインターネットとメール専用で、光通信に常設しています。現在1日平均100通ほどのメールが到着しますが、ウイルス・メールも含めて80%がジャンク・メールなので、二重三重のフィルターをかけて、なるべく自動的にゴミ箱に行くように設定しています。選別のレベルを上げすぎると、必要なものまでがゴミ箱行きになるので、さじ加減が難しいところです。

現在、この原稿を打ちながら、中央のパソコンで何年ぶりに紅白歌合戦を見ながら大晦日を過ごしています。今でこそ、毎日パソコンに向かってキーボードを叩き続けるという、聖人君子のような生活を送っています

が、1980年代には毎晩のように三宮に繰り出して、歌ったり飲んだりの生活だったので、かなりの歌のレパトリーを誇っていたのですが、紅白歌合戦には殆ど知らない歌ばかりが登場するには、いささか驚いています。昔から演歌は苦手で、アリスとか井上陽水といったいわゆるニュー・ミュージックばかり歌っていたので、久しぶりに聞く、再結成のアリスや松任谷由美の声に当時を懐かしく思い出しました。

さて、これらの新しい歌のほとんどに部分的とは言いながらも英語の台詞が入っており、それをきれいな発音で歌っているには驚きました。改めて、若い人たちの語学に対する適応力の素晴らしさに感服した次第です。

実は、私は外国語が嫌いな上、あまり勉強しなかったことも手伝って、大学での語学の成績はなんとか合格点を取る程度で終始しました。二人の娘が神戸のカナディアン・アカデミーを卒業して、相次いで渡米し、現地で結婚したこともあって、訪米する機会が多くなったので、50代になってから独学で英語の勉強を再開することになりました。覚えている単語の数だけは誰にも負けないと自慢しており、英文和訳にはかなりの自信を持っているのですが、ヒアリングと英作文は幾ら努力しても一向に上達する兆しは見えない状態のままで現在に至っています。

どうやらヒアリングを含めた英会話には、努力とは無関係の天性があるようです。上の娘は現在シアトルで獣医をしています。渡米直後はハワイ大学で比較言語学を学んだせいもあってか、まったくネイティブ・アメリカンと変わらないように流暢に英語を操ります。子供のころから歌手の物まねがうまかったので、外国語の習得も物まね上手という天性が幸いしたのかも知れません。物まねが下手だった下の娘は、JCBクレジットのニューヨーク支店に勤めていますが、即座に外国人だと分かる発音で英語を喋るところは私とそっくりです。

私は5名の米山奨学生のカウンセラーを勤めましたが、日本語の習熟と専門分野の学問の習熟には、まったく関連性がないことを痛感しました。すばらしい成績なのに、日本語が一向に上手にならない学生にも何人も出会いました。従って、日本語が短期間で上達するのは、もちろん努力のせいはあるにしても、大いに天性が関係していることは否定できません。

従って、いくら努力しても一向に英語が上手にならないのは、天性のせいだとあきらめている今日この頃です。

ロータリーの世界では、その本部がアメリカにあることから、すべての情報は英語で発信されます。しかし英語を母国語としないロータリアンも数多く存在するので、公式言語に指定されている言語の場合は、それぞれの国語に翻訳された情報が提供されるわけですが、その情報量は、英文の情報と比べると極めて僅かであり、その質もかなりの問題をかかえているようです。以前は日本国内に文献翻訳委員に指名された英語に堪能なロータリアンがいたのですが、その制度が廃止された上、RI 日本支局に委任されていた翻訳業務も、現在は RI 本部で行うことになっています。従って RI のテーマや定款、細則を含めたすべての情報は、RI 本部で翻訳された上、日本に送られてくるのです。

私も 1998 年ころから、なるべく多くの一次文献を日本のロータリアンに紹介したいと考えて、翻訳に挑戦していますが、一番苦勞することは、著者がその文章をしたためた心境に戻って、いかに美しい日本語に置き換えるかということです。そのためには、単語や熟語の意味を正確に翻訳することも大切ですが、それ以上に大事なことは、いかに美しい日本語の表現を使うのかということです。そのためには、英語に堪能であることよりも、むしろ日本語に堪能であることが要求されるのではないのでしょうか。

現在、日本語課には 6 名の日本人職員がいますが、その大部分は現地採用の職員です。まことに失礼な表現ながら、現地で長く生活している関係

上、英語が堪能であることは間違いありませんが、日本語能力についてはどの程度の実力をお持ちなのかいささか疑問であることは、長くアメリカに住んでいる私の二人の娘の状況からも容易に推測することができます。

戦前の日本のロータリアンはアメリカから押し付けられることを良しとせず、日本的な発想を盛り込んだ独自の意識をして、ロータリーの精神を理解しようとしたことは、ロータリーの綱領を大連宣言に置き換えようとした事実や、ロータリー日本化の一連の動きからも明らかです。こういった行動を阻止するために、戦後に RI に復帰後はできるだけ原文に忠実な直訳を要求されていることもあって、ますます無味乾燥で文法的にも不可解な日本語翻訳になっていることは、炉辺談話 284 四つのテストの解釈、炉辺談話 315 ロータリーの綱領からもご理解頂けるのではないかと思います。

インターネットを通じて提供される情報量の増加は目を見張るものがあります。しかしその情報の 90%以上が、英語のみでしか提供されていない現状に、どのように対処したらよいのでしょうか。さらに翻訳されて提供される情報が、洗練された日本語とはほど遠いものならば、どう対処したらよいのでしょうか。

正しくて美しい日本語によるロータリー情報が提供できるような方策を考え、実行することが、今の日本ロータリーにとって何よりも大切なことではないでしょうか。

いつの間にか、2006 年になってしまいました。

改めて、新年おめでとうございます。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。

2006 年 1 月 1 日

## RI 脱退クラブ

会員数減少や会費未払いなどによって消滅したクラブが問題になっています。外国の話だと考えたら大間違いで、以下は日本における RI 脱退クラブの一覧表です。

クラブ名	地区	年度末会員数				脱退年月日
		2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	
大越	2530	◆	◆	◆	◆	2000/06/27
矢板やしお	2550	18	◆	◆	◆	2003/06/03
中川	2500	18	18	9	◆	2003/06/23
六戸	2830	8	8	8	◆	2003/09/16
宮代	2770	19	19	11	◆	2004/12/21
一戸	2520	23	23	19	◆	2005/06/08
階上	2830	8	9	9	◆	2005/06/15
軽米	2520	17	21	13	◆	2005/06/29
一関西	2520	9	11	11	◆	2005/06/29
野沢温泉	2600	17	17	2	2	2005/11/03
一関磐井	2520	17	16	12	11	2005/11/14
上北	2830	8	9	8	8	2005/12/12

第2ゾーンに属する野沢温泉 RC(2600 地区)、宮代 RC(2770 地区)以外は、すべて第1ゾーンに集中しており、第3ゾーン、第4ゾーンには見当たりません。脱退前年は一次的に会員数が微増しているクラブが多いことか

ら、何とか努力はしたものの、力及ばず脱退を余儀なくされたことが伺えます。会員数が激減したために解散したクラブが大部分ですが、20名近い会員数を擁しながら突然解散したクラブは、何か別の事情があったのかも知れません。野沢温泉 RC は僅かに2名になりながら、会長と幹事が互いに交代しながら2年間持ち堪えたという特殊な例です。なお、一関西 RC は全員が一関 RC に入会しています。

クラブ名	地区	年度末会員数				現時点の 会員数
		2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	
天塩	2500	14	14	12	9	
松前	2510	8	9	8	9	
洞爺湖	2510	14	14	11	9	
妹背牛	2510	14	16	20	10	
鳴子	2520	—	14	14	8	
利府	2520	—	14	14	10	
稲川	2540	9	11	10	8	
米内沢	2540	11	12	12	10	
船橋北	2790	27	27	26	13	5
平田みすみ	2800	18	18	9	10	
八幡	2800	15	17	10	10	
阿賀野川 ライン	2560	15	15	13	10	
尾鷲	2630	19	19	10	10	
堺南西	2640	22	22	6	5	5
太子	2640	13	11	9	8	

印旛中央	2790	16	16	12	5	4
海部	2670	4	5	5	5	
滑川	2610	15	15	14	10	
太良	2740	15	15	14	9	

上の表は 2004-05 年度末の会員数が 10 名以下のクラブです。

2510 地区の松前クラブ、2540 地区の稲川クラブ、2670 地区の海部クラブのようにもう何年も前から、少ない会員数でクラブ運営をしているケースや、2790 地区の舟橋北クラブや 2640 地区の堺南西クラブのように急激に会員数を減らしているケースなど、その経過は様々ですが、RI 脱退にならないように、積極的な会員増強が望まれます。

2006 年 2 月 17 日

## エンロンとライブドア

エンロンは、1985年に、ヒューストン・ナチュラルガスとインターノースのガスパイプライン会社二社が合併して設立された、テキサス州ヒューストンに本拠を置く総合エネルギー企業です。1980年代の暮れには、ガス取引に積極的にデリバティブを取り入れて企業規模を拡大し、1990年代後半からは、同じ電力に対して同量の売りと買いを発生させ、単なる帳簿上の操作だけで大きな儲けを得るというあこぎな方法で巨大な利益をあげました。

その一方で、1980年代の終わり頃から、粉飾会計に手を染めるようになり、キャッシュ・フロー会計を利用して、見かけ上の利益を水増しするという方法を積極的に利用して会計上の売上げを増大させていきました。この裏では、取引損失を連結決算対象外の子会社に付け替える簿外損失による見かけ上の会計の確保を行って、1998年には利益に占めるデリバティブ比率は8割を越え、1999年には「エンロン・オンライン」というインターネットによるエンロン株売買のシステムを作り、実質上は赤字であるのに、表面上の売上げと利益を拡大させて、2000年度には従業員2万人、年商1000万ドルという大企業をでっち上げました。

カリフォルニア電力危機を演出して大きな利益を上げたものの、海外事業の失敗などが表面化して2001年夏ごろから株価も低迷を始めました。これを取り切るためにエンロンは、特別目的事業体と呼ばれるバランスシートに載らない数多くのペーパー・カンパニーを設立して、株価を吊り上げておいてストップ・オプションを行使したり、先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブ使って、秘密裏に決済したり、多額の損失をこれらのペーパー・カンパニーに飛ばすなどの不正経理手段を使いました。

しかし、2001年秋に発表された第三四半期報告では大幅な赤字に転落し、2001年10月17日、ウォールストリート・ジャーナルがエンロンの不正会計疑惑を報じたことから、12月2日、遂にエンロンは倒産しました。この倒産でエンロンに投資していた投資家が巨額の損失を抱えることになったり、監査を担当する立場なのに会計粉飾に手を貸したばかりでなく、その証拠隠蔽に関与していたアーサー・アンダーセン会計事務所も解散を余儀なくされました。

エンロンは企業利益を上げることを唯一の目標としており、その目的を達成するためには手段を選びませんでした。多額の政治献金によって得た政界との太いパイプを利用して、全米の電力供給を独占し、カリフォルニア州法の不備をつき、自由競争の原理を逆用して、2000年から2001年にかけて史上最大の経済詐欺を働いてカリフォルニア州を財政危機に陥れました。それは一定の地域には電力の供給を抑え、別の地域には過剰に供給するという方法でした。そうすると抑えられた地域では価格が上昇し、過剰な地域では価格が下がります。そこで安い地域で電力を買い、高い地域でそれを売ることによって、実質の取引量がゼロであるにも関わらず巨額の利益を得るという方法です。

しかしそのために電力価格全体が上がりあがって、メガワット／時30-50ドルだったものが1500ドルにまで高騰しました。エンロンは2年間に亘ってカリフォルニアへの電力の供給を抑え、意図的に電力不足の状態を作り出して、カリフォルニア州に大きな損害を与えました。この事実を憂慮したエンロン社の副社長シェロン・ワトキンスは、ケネス・レイ社長にその手法の改善を進言しましたが受け入れられず、エコノミストたちがこの真相を知ったのはエンロンが倒産した後に、公聴会でシェロンが証言した時であり、カリフォルニア電力危機におけるエンロンの関与は、その後の

自由経済市場における取引のルールの見直しのきっかけの一つともなりました。

以上がエンロン社の取引ルール違反と不正経理の概要ですが、2006年初から世間を賑わしたライブドア事件は、エンロン社の手口をそっくり真似て、投資事業組合と外国に設立したペーパー・カンパニーを通じて、不正経理を行ったものです。これらの二つの会社の共通点は、株価至上主義に走ったあまり、本来は会社の業績を示す指標であるはずの株価を、利益のかさ上げや、損失のとばし、デリバティブによって人為的に上げようとしたことにあります。

私たちは何のために働いているのでしょうか。お金を儲けるため、それとも・・・。

ロータリーに職業奉仕の概念を導入したアーサー・フレデリック・シェルドンは、1921年に行った「ロータリー哲学」という表題のスピーチの中で、われわれの職業は、金儲けをする手段ではなく、その職業を通じて社会に奉仕するために存在すると述べています。現実にはありえないとしても、パン屋、洋服屋、米屋、銀行と、どんな職業であっても、ある日突然その職業を営む人がいなくなったとら、社会の人々は大いに困るに違いありません。そういう事態を迎えて初めて、すべての職業は社会に奉仕するために存在することが、判るのかも知れません。

伝票の操作だけで金を儲けるこれらの事業を果たして実業と呼べるのでしょうか。M&Aと書くと格好良く聞こえますが、これは「会社乗取屋」に過ぎません。「会社乗取屋」は社会に奉仕する職業なのでしょうか。ライブドアのやり口をみると、エンロン社のやり方をそっくりそのまま真似て、世間の誰もがやらないような方法で法律の抜け道を潜って、会社の実態の

伴わない株式分割をしたり、時間外取引や投資事業組合やペーパー・カンパニーを使って、株の買占めや粉飾決算をしたことが明るみにでています。

「会社乗取屋」を含めた世間の人達が疑義を抱くような方法で巨万の富を築くような事業が、果たしてロータリーが定義する世に有用な職業の範疇に入れるのかどうかを再定義する必要があるのではないのでしょうか。ロータリーは、こういった事業をまともな職業だと判断して入会を許した経済団体の轍を踏むようなことがあってはならないのです。

今一度、私たちは「全分野の職業人のためのロータリー倫理訓」を読み直し、自らの事業生活がこれを遵守しているかどうかを再確認する必要があるのではないのでしょうか。

---

## 全分野の職業人のためのロータリー倫理訓

- 第1条  自分の職業は価値あるものであり、社会に奉仕する絶好の機会を与えられたものと考えること。
- 第2条  自己改善を図り、実力を培い、奉仕を広げること。それによって、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」というロータリーの基本原則を実証すること。
- 第3条  自分は企業経営者であるが故、成功したいという大志を抱いていることを自覚すること。しかし、自分は道徳を重んじる人間であり、最高の正義と道徳に基づかない成功は、まったく望まないことを自覚すること。
- 第4条  自分の商品、自分のサービス、自分のアイデアを金銭と交換することは、すべての関係者がその交換によって利益を受ける場合に限って、合法的かつ道徳的であると考えること。

- 第5条 自分が従事している職業の倫理基準を高めるために最善を尽くすこと。そして、自分の仕事のやり方が、賢明であり、利益をもたらすものであり、自分の実例に倣うことが幸福をもたらすことを、他の同業者に悟らせること。
- 第6条 自分の同業者よりも同等またはそれに優る完全なサービスをすることを心がけて、事業を行うこと。やり方に疑いがある場合は、負担や義務の厳密な範囲を越えて、サービスを付け加えること。
- 第7条 専門職種または企業経営者の最も大きい財産の一つこそ、友人であり、友情を通じて得られたものこそ、卓越した倫理にかなった正当なものであることを理解すること。
- 第8条 真の友人はお互いに何も要求するものではない。利益のために友人関係の信頼を濫用することは、ロータリーの精神に相容れず、道徳律を冒瀆するものであると考えること。
- 第9条 社会秩序の上で、他の人たちが絶対に否定するような機会を不正に利用することによって、非合法的または非道徳的な個人的成功を確保することを考えてはならない。物質的成功を達成するために、他の人たちが道徳的に疑わしいという理由から採らないような、有利な機会を利用しないこと。
- 第10条 私は人間社会の他のすべての人以上に、同僚であるロータリアンに義務を負うべきではない。ロータリーの神髄は競争ではなくて協力にあるからである。ロータリーのような機関は、決して狭い視野を持ってはならず、人権はロータリークラブのみに限定されるものではなく、人類そのものとして深く広く存在するものであることを、ロータリアンは断言する。さらに、ロー

タリーは、これらの高い目標に向かって、すべての人やすべての組織を教育するために、存在するのである。

第11条 最後に、「すべて人にせられんと思うことは、他人にもその通りにせよ」という黄金律の普遍性を信じ、我々が、すべての人にこの地球上の天然資源を機会均等に分け与えられた時に、社会が最もよく保たれることを主張するものである。

2006年2月24日

## ロータリアンの責務

企業が引き起こす不祥事が後を絶ちません。談合、贈収賄、粉飾決算といった従来型の明らかな経済事犯に加えて、最近では、明らかに特定企業の利益誘導を狙った天下り、自分の利益のみを考えた巧妙なM&Aや限りなく灰色に近い株式の取引といった、犯罪と紙一重の実業とも虚業ともつかない経済行為が目につきます。

これらの技法は、違法行為ではないにしろ、法律の抜け道を巧みについたものであり、明らかに道徳律第9条「社会秩序の上で、他の人たちが絶対に否定するような機会を不正に利用することによって、非合法的または非道徳的な個人的成功を確保することを考えてはならない。物質的成功を達成するために、他の人たちが道徳的に疑わしいという理由から採らないような、有利な機会を利用しないこと。」に抵触する行為です。道義的に疑義のあるような条件や、機会を利用した取引は、ロータリーの職業奉仕には馴染みません。

アーサー・フレデリック・シェルドンは、法さえ犯さなければ、如何なる手段を講じようとも大きな利益を得た者が成功者としてもはやされた19世紀の商取引から決別して、商取引を販売学という学問と考えて、法則に則った科学的かつ道徳的な企業経営をすれば、必ず永続的な事業の発展が約束されるという職業奉仕理念を提唱しました。「儲けようと思って事業を営むことが事業に失敗する最大の原因です。すべての職業は社会に奉仕するために存在するのであって、私たちは職業を通じて社会に奉仕したから、それに見合った報酬を受けているのです。利益は他人に奉仕をした見返りとして与えられるものであり、社会に大きな奉仕をすれば、必ず大き

な報酬が得られるのだし、少ししか奉仕をしなければ、少しの報酬しか得られないのです。」と原因結果論を述べています。

今、世間の注目を浴びているM&Aも、会社や従業員を救うために行うのならば、立派な実業ですが、自分の利益のためだけに行う「会社乗取」ならば、ロータリーが定義する職業とは程遠いもの、すなわち虚業と言わざるを得ません。実業と虚業とは、社会に奉仕する事業か否かで区別すべきです。

一見さんだけを相手にしていたのでは、事業の発展は望めません。自分の事業に関係するすべての人に奉仕をする心構えで事業を営めば、その真摯な態度が顧客の心を打ち、必ずリピーターとなって再三その事業所を訪れたり、他の顧客を紹介するという行動となって現れます。別な見方をすれば、リピーターとなって再三訪れたり、他の顧客を紹介しようと思う事業所は、当然のことながら高い倫理基準を備えている事業所だといえます。

一人一業種制度による職業分類は、職業奉仕の実践をする上で、それぞれの会員の守備範囲を定める重要な要素です。当初は、同業者を排除することによってクラブ内の親睦を高めるために設けられた制度でしたが、その後、それぞれの会員が所属する業界にロータリーの奉仕理念を伝えるために派遣される大使であり、限られた数の会員をなるべく多くの業界に派遣するためには、一人一業種で会員を派遣するのが最も効率的であるという、理論武装がなされて現在に至っています。職業分類は会員の職業上の守備範囲を定めると同時に、責任を定めています。たとえ天変地異が起ころうとも、戦乱が起ころうとも、自分に貸与された職業分類に従った職業奉仕活動を継続することによって社会に奉仕する義務があることを忘れてはなりません。

自分の職業を通じて社会に奉仕するという心構えで、ロータリーの奉仕理念に則った科学的かつ道徳的な事業運営をすれば、必ず事業の継続的な

発展が得られることを自分の事業所で示せば、同業者も当然それを見習うに違いありません。その結果、業界全体の発展と高い職業倫理が期待できるのです。

ロータリアンの事業所が高い職業倫理を示す責任があることは当然ですが、ロータリアンが自分の属する業界にロータリーの理念を伝えるための大使として派遣されていることは、ロータリアンには、自分の属する業界のすべての人が、高い道德基準を持って事業を営むように指導する責任があることを意味します。その業界の中で卓越したリーダーシップを持っていると判断したからこそ、ロータリーが職業分類を貸与したのであって、ロータリーの理念を業界内に伝える能力を持っていない人や、業界内でリーダーシップを発揮することができない人や裁量権を持っていない人はロータリアンになる資格はありません。

もしも、ロータリークラブの会員が職業倫理にもとるような行為をしたら、当の本人が糾弾されるのは当然ですが、クラブ内のロータリアン全員もその共同責任を問われるのです。不祥事を引き起こした人がロータリアンでなくとも、その地域社会で同一業界に属するすべてのロータリアンは、ロータリーの理念を業界内に浸透させることがはできなかった責任を免れることはできません。

最近、リコール隠しに狂奔した自動車業界、土木業界の談合、建築強度計算の欺瞞などの不祥事が問題になっています。これらの犯罪を起こした人がたまたまロータリークラブの会員でなかったことに安堵するのではなく、これらの業界の倫理基準を高められなかった、同一テリトリーの中で同一の職業分類を持ったロータリアンの責任を問うべきではないでしょうか。

2006年3月24日

## 脊椎管狭窄

2003年1月、70歳になる直前に、若い同業者が私の診療所の至近の場所で開業しました。その非常識な遣り方に憤慨もし、もう2・3年は頑張りたい気持ちもありましたが、実のところロータリーの活動にかこつけた休診も多くて、患者さんに迷惑をかけることも多かったので、それを機会にリタイアすることを決意しました。

今まで病気らしい病気をしたことがなかったので、75歳くらいまでは元気に跳びまわれるだろうと予測をしました。75歳になるまでの5年間は、ロータリー活動を楽しんだり、アメリカに嫁いでいる二人の娘のところ遊びに行ったりして、のんびりと余生を楽しもうと計画していたのですが、その甘い計画が大幅に狂ってしまいました。

そのきっかけになったのが、同年の9月に起こった前立腺癌騒動(炉辺談話199 癌騒動記参照)でしたが、精密検査の結果、幸いに単なる炎症ということで安堵した途端、2004年11月には心筋梗塞の発作に見舞われましたが、約1ヶ月の入院で、九死に一生を得ることができました(炉辺談話270 ハートアタック参照)。

都合3回に亘って、計5本のステントを冠動脈に入れて、血管を補強すると共に、この病気の根源になっている糖尿病を、インシュリン注射で押さえ込みながら、一年かってなんとか普通の生活に戻った途端、今度は腰に異常がきました。

以前から長道を歩くのは苦手でしたが、その距離が徐々に縮まってきて、ついに100メートルも歩くと足腰が痛くなって、それ以上一步も進めなくなってしまいました。その場に腰を下ろして2・3分休むと、痛みは嘘のように消え去って足腰もしゃんとしますが、また100メートルほど歩くと動けなくなってしまいます。ただし、量販店のカートや手押車を押して前か

がみの姿勢で歩けば、何の支障もありません。いわゆる間欠性跛行であり、この症状は腰部脊椎管狭窄の典型的な症状です。年末に「みのもんた」がマスコミを賑わした病気です。

昨年の11月にロータリーの所用で当地区の国際奉仕委員長Aさん(77歳)と一緒に韓国の釜山を訪れました。所要を済ませた後、時間があつたので博物館を訪れた際、急に動けなくなりました。Aさんが車椅子を借りてきて、それを押してくれましたが、72歳の老人が77歳の老人に車椅子を押してもらっている惨めな姿は人様には見せたくないもので、帰国後、早々に手術を決意しました。

幸いに、私の親友が整形外科の診療所を開業しているので、彼に頼んで若手の腕のよい医師を紹介してもらったのですが、「みのもんた」氏と違って、私の場合は、MRIにもCTにもミエログラフィーにも、典型的な腰部脊椎管狭窄の所見がみつかりません。臨床上は腰部脊椎管狭窄の症状なのですが、腰部脊椎管狭窄と診断する所見に乏しいのです。そうこうしているうちに、急速に歩ける距離も少なくなってきて、30メートルも歩けば足腰が動かなくなってしまうので、一か八か手術に賭けることにしました。

手術の日程を決めた矢先に、ニューヨークに居る娘が妊娠中毒症になり、家内が急に旅立つことになりました。留守中の約1ヶ月は、私が痛い足腰を引きずりながら、三度の食事を作り、洗濯や掃除やお犬様の世話までしなければなりません。おまけに3月の初旬に当地区の地区大会があり、そのプログラム全体を依頼されている関係もあって、やむなく手術を1ヶ月遅らせることにしました。

家内の留守中は、朝早くから起きてトイレ行きを催促する犬の鳴き声と、週2回ごみを集積場まで運ぶ作業に悲鳴をあげました。地区大会当日は、誰それ構わず車椅子を押してもらって、何とか無事に役割を果たすことができました。

そして、3月13日にK病院に入院、14日にMRI、CT、ミエログラフィーの検査をして、いよいよ3月15日の手術日を迎えることになりました。

---

人間の背骨(脊椎)は、頸椎、胸椎、腰椎、仙椎からなっており、それぞれの脊椎の後側には脊椎管という穴が開いており、その穴の中を神経の束や血管が通っています。腰部脊椎管狭窄というのは、腰椎の脊椎管が狭くなるために、狭くなった部分で神経や血管が圧迫されて、運動障害や循環障害が起こってくる病気です。原因はいろいろとあるようですが、座ったままの姿勢で長時間の作業をしたり、加齢現象によって起こると言われています。ひょっとしたら、毎日長時間座りっぱなしで「ロータリーの源流」を書いていたのが原因かも知れません !!!

この病気の特徴は、歩行によって、脊椎管が細くなっている場所の神経や血管が締め付けられて、足腰が動かなくなることです。私の場合は、前かがみになってする作業、すなわちパワーポイントを使って講演をする作業や、コンピューターの作業は何時間でも可能なのに、歩くのは30メートルが限界という状態でした。ただし、2、3分、腰を下ろして休むと再び、同じ距離が歩けます。自転車に乗ったり、量販店などに行ってカートを押して歩く分には何の支障ありません。すなわち、前かがみの姿勢ならば正常通りの生活ができるのが特徴です。よく腰をかがめて手押車を押している老婆を見かけますが、本人が自覚しているか否かは別にして、まさしくこれが腰部脊椎管狭窄を患っている人の典型的な姿勢です。

みのもんた氏のケースでは、立っているのも困難な病状だったらしく、公開されたMRIの画像も典型的な腰部脊椎管狭窄の所見でしたので、術後は劇的な症状改善が見られた模様ですが、私の場合にはMRIもCTも所見に乏しく、ミエログラフ(脊髄造影)に僅かに狭窄が見られる状態だった

ので、手術の成功率は五分五分といったところでした。しかし、このまま経過観察をしても何らの症状改善が見られず、返って悪くなる一方なので、一縷の望みを賭けて手術に踏み切ったわけです。

手術は簡単で、狭くなっている部分の脊椎の後側の骨(椎弓)を切り取って(開窓術)、脊椎管を広げます。とすることで、私の同級生の整形外科医の紹介によって、K病院で手術を受けることになりました。

全身麻酔下の手術は何の記憶も痛みもなく、いつ始まっていつ終わったかは、本人には判りません。手術自身は成功したのですが、脊髄硬膜に穴が開いて、そこから脊髄液が漏れるという想定外の合併症が起きました。手術後に、背中の傷口に差し込まれているドレイン(体液の排出チューブ)から止めどなく脊髄液が流れだしたために、脳圧が下がってしまって、激しい頭痛と吐き気に悩まされました。大量の点滴や水分摂取も何の効果もありません。取り敢えずドレインを抜いて、傷を縫い合わせて、脊髄液の流失を止めたので、頭痛と吐き気は治まりましたが、今度は、行き場を失って皮下に溜まった脊髄液が脊髄や神経根を圧迫して、強烈な神経痛とこぶらがえりの症状が起こってきました。

注射器で脊髄液を抜いて圧力を減らせば、その症状は治まるのですが、翌日にはまた脊髄液が溜まって同じ症状の繰り返しです。自然に穴が塞がるのを待つのが一般的だとのことですが、連日連夜続く激しい痛みには耐え切れず、また再三、脊髄液を抜いて、そのためにもし感染症でも起こしたら一巻の終わりなので、再手術に踏み切ることになりました。

再び、全身麻酔下で、針の先ほどの硬膜の穴を塞いで、フィブリン糊を注入して、絶対に脊髄液が漏れないように防水加工をしてもらいました。再手術後3日目には嘘のように痛みが治まって、走行距離も徐々に伸びているようです。傷口もきれいに直ってきましたので、1ヶ月続いた病院生活からも、今週末には開放されそうです。

第一線に復帰して、再び皆様方とロータリーを語れる日が近づいたことを心から感謝しています。

2006年4月8日

## ロータリーの目的

### ロータリーの奉仕理念と綱領の変遷

「ロータリーの目的は何ですか」という質問に、即座に適切な回答を返す人は殆どいません。

「一人一業種で選ばれた裁量権を持った職業人と専門職種の人が、毎週1回の例会に集まって・・・」とロータリーの原理原則を説明する人もいるでしょうし、職業奉仕を説く人、人道主義的な奉仕活動を説明する人もいるでしょう。いろいろな角度からロータリーのことを説明しているうちに、質問をした人も、答える人もいい加減くたびれてしまうというのが実際のところではないでしょうか。

英語で同じ質問をしたらどうでしょうか。「What is the object of Rotary?」何人かの人は、この英語の質問を聞いただけで、何らかのヒントを見つけるかも知れません。

「object of Rotary」ロータリアンならば、どこかで聞いたことのある定例句ですね。そうです。「ロータリーの綱領」です。「object of Rotary」を素直に「ロータリーの目的」と訳しておけば何の問題も起こらなかったのに、どこかの愚かな日本人が、格好をつけて、「ロータリーの綱領」と訳してしまったために、「ロータリーの目的」を尋ねられても、即座に答えられない日本人を作ってしまったのです。

「ロータリーの目的」は「ロータリーの綱領」であるという事実を再確認しながら、「ロータリーの綱領」すなわち「ロータリーの目的」がどのように変遷して現在に至ったのかということ、を検証してみたいと思います。

以下、本文中では「ロータリーの綱領」という言葉は使わず「ロータリーの目的」に統一します。

法さえ犯さなければ、如何なる手段を駆使しようとも、大金を手中にした者が成功者としてもはやされる、極端ともいえる自由主義経済の下でロータリーは出発しました。大都会で事業を営む実業家にとっては、周囲にいる同業者はすべてライバルであり、僅かな隙でも見せようものならば、寄って集って引きずり落とされる過酷な競争社会の中では、誰一人として信用できる人はなく、孤独感と、いつこの自由競争の落伍者になるのかという恐怖感に苛まれていました。そんな中であって、胸襟を開いて、心から打ち溶け合ってどんなことでも語り合える友人を得るために創られたのがロータリークラブです。

従って、ロータリー創立当初の最も重要な目的は会員同士の親睦を深めることでした。ロータリーの一人一業種制に基づく職業分類制度は、親睦を阻害する要素となる同業者を排除するために設けられた制度であり、やがてこの異業種の組織を利用して、お互いの事業を活用した物質的相互扶助によって事業を発展させる方策がとられるようになりました。

1906年1月、ポール・ハリス、マックス・ウルフ、チャールズ・ニュートンによってシカゴ・クラブの最初の定款が起草された時点では、まだ「ロータリーの目的」は存在しておらず、僅か二箇条に纏められた定款そのものが、「ロータリーの目的」を表わしていました。

#### <1906年1月制定 シカゴ・クラブ定款>

- 1 .本クラブ会員の事業上の利益の増大
  2. 通常社交クラブに付随する親睦およびその他の特に必要と思われる事項の推進
1. The promotion of the business interests of its members.

## 2 .The promotion of good fellowship and other desiderata ordinarily incident to social clubs.

定款の内容は会員の事業の発展と親睦を謳い上げたものであり、事業発展の手段としてもっばら推奨されていた方法は、会員同士の物質的相互扶助でした。

1906年4月、フレデリック・ツイードがシカゴ・クラブの定款を示しながら、物質的互惠の特典を説明して、ドナルド・カーターに入会を勧めた際、カーターは「社会の利益になることを考える組織は発展しますが、自分たちのことだけを考えている組織には将来性はありません。」と言って入会を断りました。物質的互惠と親睦のみに終始することに限界を感じていたポール・ハリスは、彼の提言を受け入れて、1906年12月に、対社会的奉仕活動を示唆する第3条を追加し、その後続々と創立されたシカゴ以外のクラブは、第3条の「シカゴ市」の部分それぞれのテリトリーを表す市名に置き換え、他の部分はほぼそのままの形で使いました。

### <1906年12月改正 シカゴ・クラブ定款>

1. 本クラブ会員の事業上の利益の増大
2. 通常社交クラブに付随する親睦およびその他の特に必要と思われる事項の推進
3. シカゴ市の最大の利益を推進し、シカゴ市民としての誇りと忠誠心を市民の間に広める

1. The promotion of the business interests of its members.
2. The promotion of good fellowship and other desiderata ordinarily incident to social clubs.
3. The advancement of the best interests of Chicago and the spreading of the spirit of civic pride and loyalty among its citizens

定款に「市民としての忠誠」という言葉で奉仕概念が導入され、その実践活動の一端として、公衆便所建設運動に取り組んだものの、依然として会員同士の相互取引を中心とした物質的相互扶助は盛んで、クラブに統計係 Statistician をもうけて、会員同士の取引を発表させ、その結果に一喜一憂する状態が続きました。

---

重要事項.....毎回の食事の数を確定し、会員相互で取引されたビジネスの量を確認する必要があるので、この郵便物を直ちに返送すること。あなたが取引したビジネスを立証する記録をつけて、その会員の名前をしめした記録を大切に保管しておくこと。

次回の例会に参加しますか (は い) (同伴者数)  
(いいえ)

	会	員	報	告
前回の例会以降	私は	人の会員から	件の取引を受け取った。	
	私は	人の会員について	件の取引に影響を与えた。	
	私は	人の会員に	件の取引を与えた。	

---

1911年に発行された全米ロータリークラブ連合会の会員名簿には、その左側のページには、当時24クラブ創立されていたロータリークラブの役員の名前と住所が記載されており、右側のページには、その街における有名な事業所の名称や住所や電話番号などが、抜粋されて記載されています。遠く離れた町の間で取引が行われる際、この名簿が活用されたものと思われれます。

ミネアポリスの果物商が、カリフォルニアのオレンジを買い付けるとき、どこに注文したら、自分が望む品物が送られてくるのかはわかりません。

また、カリフォルニアのオレンジの農園主も、その代金が無事に回収できるかどうか、全くわからないのが、当時の状況でした。もしも、その双方が、ロータリアン同士ならば、何も心配もなく取引ができるわけです。

同じく 1911 年の全米ロータリアンクラブ連合会の組織表を見ると、Local trading committee、Intercity trading committee、National trading committee という委員会名が記載されています。これは、市内や近郊や国内の商取引を円滑にするために作られた委員会です。当時はこのようにして、ロータリアン同士の物質的相互扶助がさかんに行われていたのです。

1910 年に、全米 16 クラブの連合体として全国ロータリアンクラブ連合会が結成され、最初の「ロータリアンの目的」が制定されました。当時のロータリアンクラブはアメリカ国内に限定されていたことから、この連合会を、国内における全てのクラブの連合体として位置付けることが明記された以外は、その内容も当時のロータリアンの考え方を背景とした、[市民としての忠誠][進歩的な商取引][商業上の利益の増大]が謳われており、シカゴ・クラブ定款の域を出ていません。当初、原案にあった「会員相互の取引関係を増大すること」が、「進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進すること」に修正されたことは、物質的互惠からの脱却を意図するものとして注目に値しますが、「加盟ロータリアンクラブの個々の会員の事業上の利益を増大すること」は、依然として、物質的互惠の世界から抜け出せずにいることを物語っています。

この大会において、アーサー・フレデリック・シェルドンが、“He profit most who serves his fellows best.” の声明を発表しましたが、その真意を理解した人は少なく、従って「ロータリアンの目的」にほとんど影響を与えていません。

＜ロータリアンの目的制定 1910 年 シカゴ大会＞

1. アメリカ全土に加盟ロータリークラブを結成することによって、ロータリーの原則を拡大発展させること
  2. アメリカ全土の加盟ロータリークラブの業務と原則を統一すること
  3. 市民としての誇りと忠誠心を喚起しかつこれを奨励すること
  4. 進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進すること
  5. 加盟ロータリークラブの個々の会員の事業上の利益を増大すること
1. To extend and develop Rotary principles by the organization of affiliating Rotary clubs throughout America
  2. To unify the work and principles of the affiliating Rotary clubs throughout America
  3. To arouse and encourage civic pride and loyalty.
  4. To promote progressive and honorable business methods.
  5. To advance the business interests of the individual members of the affiliating Rotary clubs

1911年はロータリーの奉仕理念、すなわち現在の職業奉仕に相当する考え方が、アーサー・フレデリック・シェルドンによって提唱され、その理念を端的に表現した「**He profits most who serves best**」というフレーズが、この年のポートランド年次大会で採択された「ロータリー宣言」の結語として正式に決定されました。

この大会のエキスカッションとして実施された船旅で、創立間もないミネアポリス・ロータリークラブ会長、フランク・コリンズが、「**Service, not self**」というフレーズを発表しました。後世の人がこれを「無私の奉仕」と訳し、「己を犠牲にして他人に奉仕すること」という高い宗教性を含んだ説明をつけましたが、これはまったく間違った解釈であり、フランク・コリンズのスピーチ原稿を熟読すれば、当時一般的に行われていた会員同士

の物質的相互扶助を会員外にも拡大していこう意味であり、アーサー・シェルドンの「**He profits most who serves best**」を補完するフレーズだということが容易に理解できます。従って、後に発表され、現在、対社会的奉仕活動のモットーとして親しまれている「**Service above self**」とはまったく異質のフレーズだと考える方が適切です。

1912年、アメリカ以外の国にロータリーが拡大され、連合会の名称が、国際ロータリークラブ連合会と変更されたことを機会に、「ロータリーの目的」が抜本的に改正されると共に、この年度から、「国際ロータリークラブ連合会の目的」と「ロータリークラブの目的」とが分離されました。前述のように、ポートランド大会で、シェルドンが提唱した奉仕理念が、ロータリーの一般奉仕理念として確定したことを受けて、従来の、会員の親睦と物質的互惠を中心にした社交クラブ的な色彩が一掃されました。ロータリークラブの目的の中に盛り込まれた、職業の価値の認識と自己の職業の神聖化、職業モラルの向上、精神的相互扶助の奨励は現在の職業奉仕理念に通じるものと言えましょう。

なお、「**promotion of fellowship** 親睦の推進」という従来の目的が「**promote the acquaintance** 知り合いを広める」に変化したことは、この段階において、「会員の親睦を深めること」がロータリーの目的から除外されたことを意味しています。

### <国際ロータリークラブ連合会の目的 1912年ダールズ大会>

1. ロータリーの原則を標準化し、全てのロータリークラブが地元の事情に適応する範囲で、それを採択するように奨励すること
2. 世界の全ての商業中心地にロータリークラブを結成するように奨励推進すること

3. 既存するロータリークラブの活動と、在籍する会員および地域社会に対するクラブの価値を研究し、その結果得られた情報を全てのロータリークラブに明示すること
  4. 広い友愛の精神と、各国各都市の事業および専門職種に従事するロータリアンと、加盟クラブの間の利益の調和を推進すること
1. To standardize Rotary principles and to urge their adoption by all Rotary clubs in so far as they may be applicable to local conditions.
  2. To encourage and promote the organization of Rotary clubs in all commercial centers of the world.
  3. To study the work of existing Rotary clubs and their value to their respective members and communities and to clear the information thus acquired for the benefit of all Rotary clubs.
  4. To promote a broad spirit of fraternity and unity of interest among Rotarian business and professional men of different cities and countries and among the affiliated clubs

＜ロータリークラブの目的 1912年 ダルース大会＞

1. すべての合法的職業は尊重されるべきであるという認識を深め、各会員の職業を社会に対する奉仕の機会を提供するものとして品位あらしめること
2. 事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること
3. 構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること
4. 奉仕の一つの機会として、また成功への道として、情理ある交友関係を推進すること
5. 公共の福祉に対する各会員各自の関心を促し、かつ市の発展のために他の人々と協力すること

1. To promote the recognition of the worthiness of all legitimate occupations, and to dignify each member's occupation as affording him an opportunity to serve society.
2. To encourage high ethical standards in business and professions.
3. To increase the efficiency of each member by the exchange of ideas and business methods.
4. To promote the scientizing of acquaintance as an opportunity for service and an aid to success.
5. To quicken the interests of each member in the public welfare and to cooperate with others in civic development

拡大が順調に進められクラブ数が 200 近くまで増加したので、始めて地区制度がしかれ、それに伴って今までばらばらに行われていた各クラブの管理運営を統一するために、1915 年に標準クラブ定款および模範クラブ細則が採用されると共に、国際ロータリークラブ連合会の目的およびロータリークラブの目的の一部が改正されました。なお 1913 年のバッファロー大会直後より作業が開始された道德律がこの大会で正式に採択されて、職業奉仕に関する理論構築が完了しましたが、「ロータリーの目的」には大きな変化はありません。

#### <国際ロータリークラブ連合会の目的 1915 年サンフランシスコ大会>

1. ロータリーの原則および活動を標準化し、普及すること
2. 世界の全ての商業中心地にロータリークラブを結成するように奨励、推進、監督すること

3. 既存するロータリークラブの活動と、在籍する会員および地域社会に対するクラブの価値を研究し、その結果得られた情報を全てのロータリークラブに明示すること
  4. 偏見のない親睦の精神をロータリアン同士およびロータリークラブ間に推進すること
1. To standardize and disseminate Rotary principles and practices.
  2. To encourage, promote and supervise the organization of Rotary clubs in all commercial centers of the world.
  3. To study the work of existing Rotary clubs and their value to their respective members and communities and to clear the information thus acquired for the benefit of all Rotary clubs
  4. To promote the broad spirit of good fellowship among Rotarians and Rotary clubs.

<ロータリークラブの目的 1915年 サンフランシスコ大会>

1. すべての合法的職業は尊重されるべきであるという認識を深め、各会員の職業を社会に対する奉仕の機会を提供するものとして品位あらしめること
2. 事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること
3. 構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること
4. 奉仕の一つの機会として、また成功への道として、情理ある交友関係を推進すること
5. クラブの地域社会の公共の福祉に対するクラブ会員の関心を高め、かつ、市、社会、商工業の発展のために他の人々と協力すること
6. 同僚や社会一般のために奉仕したいという意欲を起こすよう会員を鼓舞すること

1. To promote the recognition of the worthiness of all legitimate occupations, and to dignify each member's occupation as affording him an opportunity to serve society.
2. To encourage high ethical standards in business and professions.
3. To increase the efficiency of each member by the exchange of ideas and business methods.
4. To promote the scientizing of acquaintance as an opportunity for service and an aid to success
5. To quicken the interests of each member in the public welfare of his community and to cooperate with others in civic, social, commercial and industrial development.
6. To stimulate the desire of each member to be of service to his fellowmen and society in general

1918年、カンザス・シティ大会において、国際ロータリークラブ連合会の目的のみが、次のように改正されました。

<国際ロータリークラブ連合会の目的 1918年 カンザス・シティ大会>

1. 世界中のすべての商業中心地にロータリークラブを結成するよう奨励し、推進し、監督すること
  2. 地方的活動ではなく、全加盟ロータリークラブの仕事および活動を調整し、標準化し、かつ全般的に指導すること
  3. 国際連合会自身の活動を通じ、また加盟ロータリークラブを通じて次の事項を鼓吹し育成すること
- A 実業および専門職種における高い道徳的水準

- B すべての尊敬すべき事業の基礎としての奉仕
  - C 地域社会の市民、商業、社会の繁栄および道徳の高揚に対する全ロータリアンの積極的関心
  - D 成功を助け、かつ奉仕の一つの機会として広範な交友関係の増進
  - E ロータリアンの能率と有用性を高める手段として、構想および事業運営方法の相互交換
  - F すべての合法的職業は尊重されるべきであるという認識を深め、各ロータリアンの職業を、社会への奉仕の機会を提供するものとして品位あらしめること
4. 専ら全ロータリアンのみの使用と利益のために、国際ロータリーの徽章、その他の記章を創案し、採択し、保存すること
1. To encourage, promote and supervise the organization of Rotary
  2. To coordinate, standardize and generally direct the work and activities, other than local activities, of all affiliating Rotary clubs.
  3. To encourage and foster through its own activities and through the medium of affiliating Rotary clubs
    - a High ethical standards in business and professions
    - b The ideal of SERVICE as the basis of all worthy enterprise
    - c The active interest of every Rotarian in the civic, commercial, social and moral welfare of his community
    - d The development of a broad acquaintanceship as an opportunity for service as well as an aid to success
    - e The interchange of ideas and of business methods as a means of increasing the efficiency and usefulness of Rotarians

f The recognition of the worthiness of all legitimate occupations and the dignifying of the occupation of each Rotarian as affording him an opportunity to serve society

4. To create, adopt and preserve an emblem, badge, or other insignia of International Rotary for the exclusive use and benefit of all Rotarians.

1919年のソルトレーク・シティ大会で、標準ロータリークラブ定款が改正され、ロータリークラブの目的と国際ロータリークラブ連合会の目的とが統合されました。

1921年のエジンバラ大会で、アメリカ本土を離れて始めてスコットランドで国際大会が開催されたことを記念して、ロータリーの目的第4条に国際奉仕に関する条文が加えられました。

#### ＜ロータリーの目的 1921年 エジンバラ大会＞

1. 世界中のすべての商業中心地にロータリークラブを結成するよう奨励し、推進し、監督すること
2. 地方的活動ではなく、全加盟ロータリークラブの仕事および活動を調整し、標準化し、かつ全般的に指導すること
3. 国際連合会自身の活動を通じ、また加盟ロータリークラブを通じて次の事項を鼓吹し育成すること
  - A 実業および専門職種における高い道徳的水準
  - B すべての尊敬すべき事業の基礎としての奉仕
  - C 地域社会の市民、商業、社会の繁栄および道徳の高揚に対する全ロータリアンの積極的関心
  - D 成功を助け、かつ奉仕の一つの機会として広範な交友関係の増大

- E ロータリアンの能率と有用性を高める手段として、構想および事業運営方法の相互交換
- F すべての合法的職業は尊重されるべきであるという認識を深め、各ロータリアンの職業を、社会への奉仕の機会を提供するものとして品位あらしめること
4. ロータリーの奉仕の理想に結ばれた、あらゆる国の実業人と専門職業人の親交を通じて国際間の平和と親善の推進に助力すること
5. 専ら全ロータリアンのみの使用と利益のために、国際ロータリーの徽章、その他の記章を創案し、採択し、保存すること
1. To encourage, promote and supervise the organization of Rotary clubs in all commercial center throughout the world.
2. To coordinate, standardize and generally direct the work and activities, other than local activities, of all affiliating Rotary clubs.
3. To encourage and foster through its own activities and through the medium of affiliating Rotary clubs
- A High ethical standards in business and professions
- B The ideal of SERVICE as the basis of all worthy enterprise
- C The active interest of every Rotarian in the civic, commercial, social and moral welfare of his community
- D The development of a broad acquaintanceship as an opportunity for service as well as an aid to success
- E The interchange of ideas and of business methods as a means of increasing the efficiency and usefulness of Rotarians

F The recognition of the worthiness of all legitimate occupations and the dignifying of the occupation of each Rotarian as affording him an opportunity to serve society

4. To aid in the advancement of international peace and goodwill through a fellowship of business and professional men of all nations united in the Rotary Ideal of Service.

5. To create, adopt and preserve an emblem, badge, or other insignia of International Rotary for the exclusive use and benefit of all Rotarians.

1922年のロスアンゼルス大会において、国際ロータリークラブ連合会が、国際ロータリーと改称され、定款、細則が抜本的に改正されたことに伴って、「ロータリーの目的」も大幅に改正されました。

### ＜1922年 ロスアンゼルス大会＞

ロータリーの目的は次の事項を奨励かつ育成するにある

- 1.すべての尊ぶべき事業の基礎として奉仕の理想
- 2.実業および専門職業の道徳的基準を高めること
- 3.ロータリアンすべてがその個人、職業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること
- 4.奉仕の機会として知り合いを広めること
- 5.あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること、そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること
- 6.ロータリーの奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、理解、親善と国際間の平和を増進すること

The objects of Rotary are to encourage and foster:

1. The ideal of SERVICE as the basis of all worthy enterprise.
2. High ethical standards in business and professions.
3. The application of the ideal of service by every Rotarian to his personal, business and community life.
4. The development of acquaintance as an opportunity for service.
5. The recognition of the worthiness of all useful occupations and the dignifying by each Rotarian of his occupation as an opportunity to serve society.
6. The advancement of understanding, goodwill, and international peace through a world fellowship of business and professional men united in the Rotary ideal of service

1923年、決議 23-34「ロータリーの目的に基づく諸活動に関するロータリーの方針」が採択され、R I とクラブとロータリアンの機能が明確化されると共に、クラブが行う奉仕活動の新たな指針が確定しました。

現在、決議 23-34 は社会奉仕だけに適用されドキュメントだと考える人が多いようですが、これが策定された当初は、「ロータリーの目的に基づく諸活動に関するロータリーの方針」という表題がついていたことは、社会奉仕にだけ適用されるものではなく、ロータリーの奉仕活動全般に適用すべきであることを忘れてはなりません。

1927年のオステンド大会で、イギリスの主張を取り入れた目標設定計画 Aims and Objects Plan に基づいて四大奉仕の原則が決定しました。これに基づいて、1935年、メキシコ・シティ大会において「ロータリーの目的」が変更され、四大奉仕に対応した項目に整理されました。内容は、現在の「ロータリーの目的」とほぼ同じですが、タイトルの原文が Objects of

Rotary と複数形であることから、この「ロータリーの目的」は前文と、四箇条の本文から成り立っていると解釈する必要があります。

### ＜1935年 メキシコ・シティ大会＞

ロータリーの目的は尊ぶべき事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある

1. 奉仕の機会として知り合いを拓めること
2. 実業および専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識をふかめること。そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること
3. ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること
4. 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的信仰によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること

The Objects of Rotary are to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

1. The development of acquaintance as an opportunity for service;
2. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying by each Rotarian of his occupation as an opportunity to serve society;
3. The application of the ideal of service by every Rotarian to his personal, business and community life;

4. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional men united in the ideal of service.

1950年のデトロイト大会で、決議 50-11 が採択されて、He profits most who serves best と Service above の二つのフレーズが正式にロータリー・モットーとして採択され、ロータリーの奉仕理念が確定しました。

1951年に開催されたアトランティック・シティ大会において、国際ロータリーおよび標準ロータリークラブ定款が改正され、Objects of Rotary が Object of Rotary と単数形に改められたことによって、従来の四ヶ条の「ロータリーの目的」が一ヶ条の本文と四つの付随項目となって、現在と全く同じ「ロータリーの目的」に変更され、今日に至っています。

尚、1989年の手続要覧から「奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人」が「奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人」に変更されましたが、これは原文が変わったわけではなく、日本語訳のみが変更されたものです。

#### <1951年 アトランティック・シティ大会>

ロータリーの目的は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある

1. 奉仕の機会として知り合いを広めること
2. 事業及び専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること
3. ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に、常に奉仕の理想を適用すること

4. 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門業務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

1. The development of acquaintance as an opportunity for service;
2. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society;
3. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;
4. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

2006年4月24日

# 四大奉仕に基づいた CLP クラブ細則例

2004年11月に開催されたRI理事会において、クラブ・リーダーシップ・プラン CLP が審議され、これに準拠した新しい推奨ロータリークラブ細則が発表されました。CLPは会員数が激減したり、クラブの機能喪失によって、消滅したり、他のクラブと合併せざるを得ない危機に瀕しているクラブを活性化するためのプランですが、四大奉仕に基づいた委員会構成を採用していない点や、さらに常任委員会の構成に関して、日本のロータリアンの間にはかなりの抵抗があるようです。そこで、四大奉仕に基づいた委員会構成を前提にして、日本のロータリアンに受け入れられ易いようにアレンジしたクラブ細則を作ってみました。

CLPの趣旨に従って可能な限り委員会を統廃合して、委員会構成をスリム化してみました。大規模クラブでは会員数に応じて委員会数を増やすことも可能です。要は、所属委員会の活動に専念できるように、一人の会員が一つの委員会に所属するように配慮することです。そして現実の委員会構成を反映するように、クラブの実態に沿ったクラブ細則を整備することです。この試案はあくまでも参考に過ぎません。皆さまのクラブの実態に沿った最適のクラブ細則を考えてみてください。

## 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー

5. 年度： 7 月 1 日に始まる 12 カ月間

## 第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員 9 名により成る理事会とする。すなわち本細則第 3 条第 1 節に基づいて選挙された 4 名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計および直前会長である。

注:

- ① 小規模クラブでは直前会長を除外して理事会 8 名とする
- ② 4 名の理事とは四大奉仕部門の委員長である。
- ③ 副会長はクラブ奉仕委員長を兼任する。クラブによっては、副会長、クラブ奉仕委員長、会長エレクトを兼任させている場合もある。
- ④ 会長、会長エレクト、幹事、会計、直前会長は職権理事とする。

## 第 3 条 理事および役員選挙

第 1 節 年次総会の 1 カ月前の例会において、議長は指名委員会の開催を通告する。指名委員会は次々年度会長候補者を指名して、年次総会 1 週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。年次総会の 1 カ月前の例会において、議長は、会長ノミニーに対して、次年度副会長、幹事、会計および他の 4 名の理事候補者の指名を要請する。会長ノミニーは、候補者を指名して、年次総会 1 週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。

指名委員会および会長ノミニーより指名をうけた候補者は、年次総会において投票に付せられ、各々最多投票数を獲得した候補者をもって当選者とする。ただし、候補者の数が投票に付される役員および理事の定数を越えない場合は、口頭による採決をもって、これに代えることができる。

前記の投票によって選挙された次々年度会長候補者は、会長ノミネーとなり、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミネーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。会長ノミネーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられる。

第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成する。会長エレクトは、選挙によって決定した理事エレクトを招集して、1週間以内に会場監督を決定しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填する。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、残りの役員エレクトまたは理事エレクトの決定によって補填する。

注:

- ① ほとんどのクラブは指名委員会による指名と、年次総会における選挙によって理事および役員を決定しているので、その手続きを明文化しておく必要がある。
- ② 年次総会で、直接投票によって会長ノミネーを選ぶ方法もありますが、日本では会長経験者で構成された指名委員会に候補者の指名を委ねる方法が一般的である。
- ③ 指名委員会は現会長および過去4代の会長、計5名で構成される場合が多い。
- ④ 指名委員長は、最も古い4代前の会長もしくは現会長のいずれかに定めておくと、指名作業が円滑に進む。
- ⑤ 理事や役員の指名は会長エレクトの専任事項なので、指名委員会が介入しない方がよい。

⑥ 会長および理事、役員の設定は規約上は選挙となっている。現実には、指名された役職別の候補者数と定員とが同数になる場合が通例だが、一応の選挙方法は定めておく方がよい。

#### 第4条 役員の仕事

第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第2節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての仕事およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行う。

第3節 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第4節 幹事。幹事の仕事は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第5節 会計。会計の仕事は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する仕事を行う。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督。会場監督の仕事は通常その職に付随する仕事、およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行う。

## 第5条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月に開催される。この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は\_\_\_\_曜日\_\_\_\_時に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。第4節 定例理事会は毎月\_\_\_\_\_に開催される。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集される。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

注:

- ① ロータリーの規約によって定められた会合は、年次総会、例会および理事会であり、しばしば用いられる臨時総会という言葉は存在しない。
- ② 例会の定足数は会員総数の3分の1、理事会の定足数は理事会メンバーの過半数であり、それに満たなかった場合、これらの会合は成立しない。
- ③ 役員選挙の年次総会は12月31日までに開催しなければならない。

## 第6条 入会金および会費

第1節 入会金は\_\_\_\_\_とし、入会承認に先んじ納入しなければならない。

第2節 会費は年額\_\_\_\_\_とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入しなければならない。

注:

- ① 入会金や会費の額、およびロータリアン誌の購読料は細則で定められているので、これらの額を変更するためには細則の変更が必要であり、定足数を満たした例会における会員の承認を要する。
- ② 本来、食費は会費に含めるべきではなく、個別負担金として会費納入時に別途徴収するか、例会ごとに別途支払うべきである。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

注: 多数決による採決は、確かに民主主義的な決め方かも知れない。しかしクラブ内における会員の親睦を第一義に考えるならば、なるべく満場一致を原則とし、異論を唱える会員がいるような案件は強行しない配慮が必要である。

注:

RIが推奨するロータリークラブ細則には「第8条四大奉仕部門 四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。」

という条文があるが、これは RI 推奨ロータリークラブ細則に記載されている CLP に基づく委員会構成が、従来の四大奉仕に基づく委員会構成とかけ離れたものになっているため、断り書きとして新設された条文だと考えられる。従って四大奉仕に基づく委員会構成を採用するのなら、この条文は必要ない。

## 第 8 条 委員会

### 第 1 節 常任委員会

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置する。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および委員をもって構成する。

(d) 会長は職権上すべての委員会の委員になり、委員会に付随するあらゆる特典をもつ。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務と、会長または理事会が付託する事項を処理しなければならない。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

### 第 2 節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員長はクラブ奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- (b) クラブ奉仕委員会はクラブ奉仕委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の特定分野を担当する次の委員会を設置する。

会員増強委員会

例会運営委員会

親睦活動委員会

会報・広報委員会

会員研修委員会

### 第3節 職業奉仕委員会

職業奉仕委員長は職業奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつ

### 第4節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員長は社会奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置する。

新世代委員会

### 第5節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員長は国際奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- (b) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置する。

世界社会奉仕委員会

ロータリー財団委員会

米山奨学委員会

注:

- ① 会員増強委員会は、会員増強委員会、会員選考委員会、職業分類委員、退会防止委員会を統合したものである。
- ② 例会運営委員会は、プログラム委員会、出席委員会を統合したものである。
- ② 会報広報委員会は、雑誌委員会、会報委員会、広報委員会、インターネット委員会を統合したものである。
- ③ 会員研修委員会は、ロータリー情報委員会を改組したものである。
- ⑤ 職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕を統合して奉仕プロジェクト委員会にする RI 推奨クラブ細則は、日本では受け入れられないと思う。
- ⑥ ロータリー財団委員会を常任委員会とする RI 推奨クラブ細則は、日本では受け入れられないと思う。
- ⑦ 更に小規模のクラブでは、  
会員委員会・・・会員増強、会員選考、職業分類、ロータリー情報  
会務委員会・・・プログラム、出席、雑誌、会報、広報、親睦委員会  
の三小委員会に統合することもできる。

## 第9条 委員会の任務

### 第1節 クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕に関する事柄についてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。この委員会の委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

#### (a) 会員増強・退会防止委員会

- ①会員の増強と退会防止に関する包括的な計画を立てて、実施する。
- ②毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日までにその地域社会の職業分類調査を行い、その調査に従って、職業分類の原則を適用した充填未充填職業分類表を作成する。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討し、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議する。
- ③ 会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的見地からその適格性を徹底的に調査して、その結果を理事会に報告する。
- ④絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討して、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に努める。

#### (b) 例会運営委員会

- ①地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会を含めたあらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案する。特に本クラブへの出席と、本クラブ例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を促し、全会員に出席規定を周知徹底し、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、さらに出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務める。

②例会および臨時の会合のためのプログラムを準備、手配、予告すると共に、これが完全に実施されるまでの責任を負う。

(c) 親睦活動委員会

①例会における会員間の親睦をはかるための方策を考案しこれを実施する。

②ロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を促し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たす。

③唱歌を通じて、本クラブのあらゆる会合において、なごやかな雰囲気をつくるための方策を考案し、これを実施する。

(d) 会報・広報委員会

①クラブ週報の定期刊行とクラブのウェブサイトの定期的更新によって、会員の関心を促すと共に、出席の向上を図り、例会のプログラムを予告し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を深め、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるように努める。

②ロータリーの友およびRIや地区から発行される刊行物やウェブサイトに対する関心を喚起し、雑誌月間行事を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月これら刊行物やウェブサイトの簡単な紹介を行い、新会員の情報源として刊行物やウェブサイトを利用することを奨め、ロータリーに関心をもつ人や図書館、病院、学校その他の公共の施設に雑誌を寄贈し、ニュース資料や写真を投稿し、その他あらゆる方法によって雑誌を有効に利用するように務める。

③広く一般世間に、ロータリーの歴史、綱領、規模および活動に関する情報を提供すると共に、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施する

(e) 会員研修委員会

会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員に、あらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

## 第2節 職業奉仕委員会

職業奉仕の理念を伝え、職業関係における諸責務を遂行し、各会員がそれぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

## 第3節 社会奉仕委員会

地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整する。

### (a) 新世代委員会

その地域社会における新世代問題に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

## 第4節 国際奉仕委員会

国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整する。

### (a) 世界社会奉仕委員会

世界社会奉仕に関する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

### (b) ロータリー財団委員会

資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施する。

(c) 米山奨学委員会

米山記念奨学会の目的を円滑に遂行するための情報を提供し、方策を考案し、これを実施する。

第 10 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

注：出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものであって、その会員を出席とみなすものではない。その会員がメイクアップをしない限り、欠席となる。

第 11 条 財務

第 1 節 資金の預託

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預託しなければならない。

第 2 節 会計処理

(a) 入金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 入金 伝票 に 基づいて、入金 しなければならない。

(b) 出金 は 幹事 または 担当 理事 および 会計 が 署名 した 出金 伝票 に 基づいて、会計 が 押印 した 小切手 または 振込 を もって 出金 しなければならない。

(c) 本クラブのすべての会計について、毎年 1 回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第 3 節 会計年度

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日までとし、会費徴収の目的のために、7 月 1 日より 12 月 31 日までの期間および 1 月 1 日より 6

月 30 日までの期間の二半期に分ける。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われる。

#### 第 4 節 予算

各会計年度が始まる迄に、理事会はその年度の収支予算を作成し、または作成させなければならない。その予算は、理事会において承認された後に、各費目ごとに支出の限度額となる。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

注：資金の安全保管のために、会計が保証を提供する制度は、日本では一般化していない。

### 第 12 条 会員選挙の方法

第 1 節 本クラブの会員または会員増強・退会防止委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の会員推薦申込書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出される。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって推薦されてもよい。

第 2 節 理事会は、会員増強・退会防止委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地および、人格、職業上および社会的見地からその適格性を調査させ、これを理事会に報告させる。

第 3 節 理事会は、会員増強・退会防止委員会の勧告を審査して、推薦状の提出後 30 日以内に、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて推薦者に通知する。

第 4 節 理事会がこれを承認した場合は、候補者に入会申込書の提出を求め、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについての承諾を求める。

第 5 節 候補者が承諾した場合、本人の氏名、職業分類その他必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送される。

第6節 告知書が発送されて7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、理事会は、推薦者と会員研修委員会に、会員候補者に対するロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務についての説明をさせる。この説明の後、会員候補者(名誉会員以外)は、所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、出席理事会メンバーの全員の賛成が得られた場合は、会員候補者(名誉会員以外)は所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第7節 このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。会員研修委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第8節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

注:

- ① 会員候補者を他クラブに推薦することはできない。ただし、移籍会員、元会員については可能。
- ② 理事会は、推薦状の提出後30日以内に結論をださなければならない。いたずらに結論を保留することはできない。
- ③ 会員より異議の申し立てがあった場合、理事会の採決方法(全員一致か多数決か)について、あらかじめ定めておくべきである。

- ④ クラブ内の揉め事の大半は入会を巡って起こる。会員増強を優先するのか、会員間の親睦を優先するのかを、理事会は適切に判断しなければならない。
- ⑤ 候補者として推薦されている事実を本人に知らせる時期、最初のロータリー・インフォメーションをする時期についてはクラブ・レベルで考慮する必要がある。
- ⑥ 新会員を援助する会員を指名しなければならない。指名を受けた会員は、適切なロータリー情報を提供すると共に、あらゆるロータリーの会合に新会員と共に出席しなければならない。
- ⑦ ライバル関係にある同業者の入会を阻止するために、一人でも反対があれば入会できないように定めることは可能である。

### 第13条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

注:

- ① 定款改正やR Iの直接監督権の行使以外の、R Iや地区の決議、指示、要請も、理事会の権限が優先する。
- ② 会長や幹事が地区や他クラブと交わした約束も、理事会の審議結果によって却下されることもある。
- ② 理事会の承認なしに、委員会の決定事項を例会で報告することはできない。

### 第14条 議事の順序

開会点鐘

来訪ロータリアンの紹介

会長の時間  
幹事報告  
委員会報告  
審議未了議事  
新規議事  
卓話またはその他のプログラム  
ニコニコ箱などの報告

注： 現実に行われているクラブ例会の順序を現わすものでなければならぬ。

#### 第 15 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

注：

- ① 定款、細則の改正は、総会ではなく定足数を満たした例会における
- ② 定款、細則の改正は、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票が必要である。

2006 年 5 月 14 日

## 超我の奉仕賞

RI 超我の奉仕賞は、ロータリーの標語「超我の奉仕」を象徴するような模範的な人道的ロータリー奉仕活動をしたロータリアンに贈られる賞です。ロータリーの奉仕部門を問わず、この賞は、RI の目標の推進に際立った努力をした人を表彰するものであり、ロータリアンに対するロータリーの与える最高の荣誉です。

現・直前ガバナー、現・元 RI 理事のみが本賞の候補者を指名することができます。

ガバナー、ガバナー・エレクト、直前地区ガバナー、RI 理事、RI 次期理事、元 RI 理事(その身分にある 2 年以内の期間)、財団管理委員、任命された就任前の財団管理委員、および元財団管理委員(その身分にある 2 年以内の期間)を除き、正会員の瑕疵なきロータリアンは候補者として推薦を受けることができます。

資格を有する指名者は、1 年につき 3 人までの候補者を推薦することができますが、RI 理事会の審査を受けるため、所定の締切日である 9 月 15 日までに、公式の推薦用紙を使って推薦書を提出しなければなりません。選挙または任命されて遂行したロータリーの任務における業績、ロータリーをはじめ、その財団あるいは個別のプロジェクトに対する個人的な資金寄付は、本賞の適切な考慮対象にはなりません。(ロータリー章典 43.030.)

推薦書には

- ① 本人の略歴
- ② ロータリーの奉仕活動
- ③ ロータリー以外の奉仕活動
- ④ 超我の奉仕を实践した具体的な方法、本賞に値する具体的な理由を記載しなければなりません。

RI 超私の奉仕賞が設けられて以来、本賞を受賞した日本人ロータリアンは次の方々です。なお、2005-06 年度の受賞者は現時点では公表されておりません。

年 度	全受賞者数	日本人受賞者名	地 区	クラブ名	備考
1991-92	56	田中一郎	2570	坂戸	PDG
		富永雄幸	2740	佐世保南	PDG
		堀越惇生	2580	東京池袋西	
1992-93	91	杉田嘉一	2650	奈良	
		秋山 博	2770	川口西	PDG
1993-94	96	久保友雄	2750	東京城東	
		辻 守康	2710	広島	
		樋口喜四郎	2540	青森中央	
1994-95	86	後藤基彰	2720	竹田	PDG
1995-96	136	庄山 博	2700	柳川	
		廣澤正久	2700	八幡	
		岡村俊一	2730	鹿児島	PDG
		増田房二	2650	京都山科	PDG
		斉藤隆景	2560	雪国魚沼	
		鈴木成雄	2550	鹿沼	
		生駒親雄	2540	秋田東	PDG
1996-97	142	佐藤清圓	2540	矢島	
		福島良治	2570	深谷	PDG
		松本一夫	2660	大阪曾根崎	

		加藤正暢	2710	光	
		本田光曠	2720	熊本城東	
		金子雅英	2770	岩槻	PDG
1997-98	123	小野里光明	2560	前橋	
		坂部慶夫	2650	京都洛中	PDG
		中島 保	2690	岡山南	PDG
1998-99	139	田中作次	2770	八潮	PDG
		佐藤 博	2690	倉敷南	PDG
		佐野康博	2770	大宮西	PDG
		浦野三男	2760	名古屋北	
		Andrew C. Wong	2750	東京城北	
		笹谷芳夫	2500	中標津	
		竹本吉夫	2540	秋田	
1999-00	130	山田三郎	2650	亀岡	PDG
		宮岡史郎	2760	犬山	
		坂本康信	2760	名古屋	
		田中徳兵衛	2770	川口	PDG
2000-01	144	菅野多利雄	2810	塩釜	PDG
2001-02	150	森田静一	2720	松橋	
		村江正名	2690	鳥取	PDG
		大日方弘明	2650	京都洛中	PDG
		石原敬士	2550	鹿沼	PDG
		田中善六	2530	福島	PDG
		渡辺栄一	2570	行田	

		寿崎 肇	2720	熊本南	PDG
2002-03	144	幅田 巧	2750	東京荏原	
		鈴木基一	2550	西那須野	PDG
		中谷研一	2550	足利東	
		大森 庸	2820	潮来	
2003-04	106	渡辺好政	2590	児島	PDG
		石井 治	2770	春日部	PDG
2004-05		西村二郎	2650	京都南	PDG
		金子千侍	2570	秩父	PDG
		橋田 勤	2690	松江南	PDG
		半田昭雄	2770	浦和北	PDG
		山田 宏	2710	徳山東	PDG
2005-06		東 昭二	2680	上郡	
		大島秀夫	2680	加古川中央	
		板橋敏雄	2550		PDG
		山田 宏	2710	徳山東	PDG
		財津 晃	2650	長浜	PDG
		酒井 壽	2690	笠岡	PDG
		角田信昭	2700	飯塚	

2006年6月3日

## マンホール man-hole

女性にロータリアンの身分を解放したとたん、ロータリーの古典的な文献の中で多用されている **He** とか **Man** といった単語が差別用語であるから、すべて抹消すべきであるという運動に飛び火してしまいました。その結果、ロータリーの理念である **He profits most who serves best** というモットーの存在が風前の灯になっていることは、皆様ご承知の通りです。

古き時代では、**He** や **Man** が人類を一般的に表していたことを知ってか知らずか、ロータリー運動と公民権運動を混同した過激なりベラリストたちによって、アメリカのロータリーが牛耳られている現状を苦々しく思っているのは、私だけではないと思います。

私は、2004年の規定審議会で、アメリカ国歌の四番の歌詞に **O thus be it ever when free men shall stand** という表現があり、アメリカの独立憲章の中にも **All men are created equal** や **Governments are instituted among men** という言葉が使われていることを引き合いにして、**He** とか **Man** は決して女性を除外しようとして使用しているのではないことを強調した上で、アーサー・シェルドンによって提唱された **He profits most who serves best** というモットーはロータリーの職業奉仕理念を明確に示したものであって、このモットーの原文そのものが、ロータリーにとって極めて重要なものであることを力説して、何とかロータリーにとって歴史的に重要なドキュメントやステートメントはその原文を保存するという提案の承認をうけることには成功したのですが、**He profits most who serves best** を **They profit most who serve best** に変えるという馬鹿げた提案を阻止することはできませんでした。

私は今、アメリカのシアトル郊外に住んでいる上の娘の家で、このレポートを書きながら、近隣クラブに出席して、ロータリーライフをエンジョイ

いているのですが、アメリカではヒステリックなまでに、男女の性別を限定する用語や差別用語を廃止しようという運動が盛んになっていることを強く実感しています。

つい先日もテレビで、**Man-hole** マンホールという言葉は性差別用語なので、今後は **mankind-hole** マンカインド・ホールという言葉を使おうというジョークが、まことしやかに囁かれていました。それにも満足しない女性活動家たちが、いっそのこと、**Woman-hole**(女性の穴)にしようという運動を起こしたら愉快なのですが。

アメリカでは今、政府やマスコミを中心にして、**politically correct** PC と称する、政治的な公正さとか差別を排除する運動が盛んに進められています。日本でも放送コードなどができて、差別用語が追放されているようです。こそその影響を受けてか、生活習慣病とか認知症などという奇妙な日本語が使われるようになりましたが、アメリカはその比ではありません。**Suspect**(容疑者)という言葉は差別用語なので、**person of interest**(関係者)という言葉に代えようという申し合わせができたそうです。テレビのニュースでアナウンサーが、ついつい **suspect** という言葉を使ってしまい、あわてて、**He is not a suspect, he is a just person of interest.**(彼は容疑者ではなく単なる関係者です)と言い直すシーンに頻繁に遭遇するのは、お愛嬌としか言いようがありません。

元来は医学用語ですが、つい最近までは一般の人もよく使っていた **crippled person**(不具者)という言葉は完全に姿を消して、**handicap person**(障害者)という言葉が使われるようになりました。特に身体的な欠陥を表す言葉には **impaired**(障害を持つ)という言葉がよく使われ、**deaf**(聾)に代わって **hearing impaired**(聴覚障害者)、**blind**(盲)に代わって **sight impaired**(視覚障害者)、**dumb**(啞)に代わって **speech impaired**(発声障害者)という言葉が使われているのは、日本と同様です。

また容姿や体型や知能に関する言い回しには、**challenged**(困難を負った)という言葉がよく使われ、**fat people**(肥満者)のことを **weight challenged**、**retard**(知恵遅れ)のことを **mental challenged** と呼んでいるのは理解できるとしても、背の低い人を **vertical challenged**(垂直に伸びるのが困難な人)と表現するのはいささか噴飯ものです。そのうちに背の高い人を **Horizontal challenged**(横に広がるのが困難な人)という表現が生まれるかも知れません。

昔は男性の職業であった **ship-man**(船員)も今では女性の進出によって **ship person** に変わりましたし、ロータリーの世界でも **chair-man**(委員長・議長)という言葉は死語となって、今は **chair person** が使われています。

差別によって訴訟されるかも知れないという不安を抱きながら、文章を書かなければならない時代が来るのは、目前に迫っているのです。

2006年6月16日

## ロータリーの義務

よく、ロータリアンの三大義務として、会費支払、例会出席、機関紙購読があげられますが、果たしてそれだけでしょうか。また、ロータリアンの義務が存在するのならば、当然のことながら国際ロータリーの義務も、ロータリークラブの義務も存在するはずです。

私たちは国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款に拘束されており、これらを変更できるのは規定審議会のみであることが定められています。すなわちこれらの三つの規約の中に国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンの義務が定められており、それ以外の RI 理事会の決定やクラブ細則は義務ではなく、単なる要請事項乃至は推奨事項に過ぎないということがいえます。

そこで、国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款の中から、国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンが遵守しなければならない義務を抜粋してみました。

### 国際ロータリーの義務

1.       ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求している RI 加盟クラブや RI 地区を支援すること。
2.       全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
3.       RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。
4.       規定審議会を RI の立法機関とすること。
5.       RI の国際大会を開催すること。

## ロータリークラブの義務

1. 国際ロータリーに加盟すること。
2. クラブの所在地域を確定すること。
3. 毎週1回、定例の日時に例会を開催すること。
4. 役員を選挙するための年次総会を開催すること。
5. 会員数が50名未満のクラブは同一職業分類に属する正会員の数は5名まで、会員数が50名以上のクラブは同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントまで認めること。
6. クラブの管理主体は理事会とすること。
7. すべてのクラブは、R I 定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
8. 各クラブは半年ごとに、人頭分担金をR I に納付すること。

## ロータリアン義務

1. ロータリーの綱領、R I 定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
2. 善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者であること。
3. 一般に認められた有益な事業または専門職務の持ち主、共同経営者、法人役員、支配人であること。一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限のある管理職の重要な地位にあること。上記の地位から退職している者であること、事業所または住居が、クラブ所在地域またはその周辺部にあること。
4. 職業分類を有すること。ただし、リタイアして職業を持たない会員は、以前持っていた職業分類のまま在籍することができる。

5. クラブの例会に出席すること。出席不可能な場合は欠席をメイクアップすること。
6. 入会金および年会費を納入すること。但し、移籍会員、他クラブ
7. RIの機関雑誌または地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。

2006年6月26日

## 青少年交換の功罪

ロータリーでは青少年を外国に派遣する幾つかのプログラムを実施していますが、その代表的なものに、大学生や大学院生を対象にしたロータリー財団奨学生制度と、高校生を対象とした国際青少年交換プログラムがあります。

国際青少年交換が他のロータリーのプログラムと抜本的に違う点は、他のプログラムのすべてがその対象からロータリアンやその子弟を除外しているのに、国際青少年交換はロータリアン子弟をその対象に含めていることです。と言うよりも元来このプログラムは、ロータリアンがその子弟を外国のロータリアンに預け、その代わりに自分も外国のロータリアンの子弟を預かるという相互交換制度から出発したものです。二組のロータリアンの親が夫々の子供を交換して1年間面倒をみるのですが、何しろ精神的にも肉体的にもまだ未熟な子供たちが、言語も文化も環境も異なった異国で生活するのですから、その間には数多くの問題が起こります。気心の知れたロータリアン同志ならば、きっと実の子供と同じように、親身になって面倒をみてくれるに違いないという考え方で、種々の問題点を解決してきた経緯があります。

しかし、その後、国際青少年交換プログラムがロータリアン以外の人たちにも開放されるにつれて、交換学生もホスト・ファミリーもその資質が様変わりしてきました。品行の悪さに注意したホスト・ファミリーに、ファイティング・ポーズをとって反抗した学生、ホスト・ファミリーの娘さんを妊娠させた学生、異文化になじもうとせず一人部屋にこもってパソコンに興じる学生等々、交換学生を巡る好ましくない話題は尽きることはありません。一方、受け入れる側も、ホームステイを引き受ける家庭が限られているために、ホスト・ファミリーを転々と変わらざるを得なかったり、

それを生業としている家庭に依頼したり、ホテル住まいを余儀なくさせたりして、親としての立場から子供の面倒をみるという青少年交換の本来の趣旨からほど遠いものになりつつあります。

最近、ホスト・ファミリーがセクハラを行ったとして、多額の損害賠償を請求されるという不祥事が起こりました。これはアメリカの話であり、日本ではそんなことは起こらないと断言できるでしょうか。ホスト・ファミリーがロータリアンの家庭ならば、ロータリアンの資質の問題としてそんなことが絶対に起こらないように指導することも可能でしょうが、交換学生を引き受けてくれた一般家庭の人の資質まで、ロータリアンが責任を負うことは不可能かも知れません。

いたずらに、交換学生の数にこだわるのではなく、青少年交換プログラムの原点に戻って、その目的を再認識し、受け入れ環境を再構築する必要があるのではないのでしょうか。そのためには ①ロータリアンの子女を優先する ②子女を送り出した家庭が、受け入れのホスト・ファミリーとなる ③有料の施設、ホテル等は利用しない ④地区やクラブに対する交換学生の強制的分配を避けることなどに留意する必要があります。

このプログラムを利用して海外の学校に留学した生徒は、国際感覚を身につけるといって日本に居ては絶対に味わえない貴重な経験をします。その一方で日本の常識が、決して世界の常識ではないことを学びます。日本ではどんなに成績のよい生徒でも、総じて教室では寡黙で、当てられて初めて発言をしますが、外国では、発言をしないことは知らないことを意味します。知っていることは当てられなくても、自発的に発表します。交換学生もその術を習得して自己主張の楽しさを身に着けます。しかし自己主張という国際的な長所は、往々にして、日本の社会では鼻持ちならないと受け止められ兼ねません。一度海外生活を経験した子供たちは、いろいろな機会を利用して、再渡航したり、中には海外に定住する者も多いようです。

これは海外の生活が快適だからではなく、日本の社会が帰国子女を受け入れようとせず、異質な存在として差別することも大きな原因となっています。ロータリーが、海外の生活の機会を与えたことが原因で、一方で、日本の社会では受け入れられない子供たちを作っていることにもなり兼ねないのです。

2006年7月10日

## United Nations

ロータリーの目的第4項の「奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を促進する」という国際奉仕の目的を達成するために、第二次世界大戦末期のロータリアンは、United Nations 国連の設立に大きく関与しました。

当時の記録を見ると、1945年、国連設立の準備会が開かれ、ロータリーはアメリカ国務省の要請を受けて、国連憲章の原案作成に参画し、11名の顧問団がこの作業に当たり、世界各国の代表団のうち、7名の委員長と20名の代表がロータリアンであり、代議員を含めて49名のロータリアンがこれに参画したことが記載されています。ロータリーが国連を創立したわけではありませんが、少なくとも「国連憲章」制定に関しては、ロータリーが大きく関与したことは間違いのない事実です。

こういった経緯もあって、現在国際ロータリー本部には RI Representatives to the United Nations and Other Organizations という委員会が設置されており、ニューヨークの国連本部へは5名、ジュネーブとウィーンの国連事務所には各2名、その他の途上国経済支援、環境、食料・農業、ユネスコ、世界銀行などの国連関係機関へ20名のロータリアンを代表として派遣しています。

しかしその後、国連は大きく様変わりして、自国の権利を主張する場となり、平和を得るためには武力行使も已むなしという発想から、国連軍までもが設置されるようになり、ロータリーの国際奉仕の理念とはかけ離れたものになりつつあります。

さて、United Nations を「国連・国際連合」と訳したのは名訳(迷訳)であり、本来の翻訳は「連合国」とすべきであり、第二次世界大戦の日・独・伊の「枢軸国」に対比して用いられた言葉です。第二次世界大戦における

戦勝国を中心にして結成された極めて政治色の強い組織であり、第二次世界大戦を勝利に導いた主要国には拒否権という、甚だ非民主的な権利を持たせていることは皆さまご承知の通りです。そのことを一番よく知っているアメリカは、自国の都合に応じて、国連決議の無視と遵守を使い分けていますし、当然国が支払うべき分担金を個人に肩代わりさせるという、最大限に国連を軽視した行動を取っています。

「国連」は第二次世界大戦の「連合国」という位置づけに過ぎず、自国の権利を主張する場に過ぎないのに、これを世界平和を推進するために必要不可欠の組織だと誤解して、率先して莫大な分担金を支払い、「枢軸国」のくせに「連合国」の常任理事国の地位を得ようと、物欲しげな顔をしている日本の姿は、政治禁と言いながら、政治そのものである国連に、大規模な代表団を派遣している国際ロータリーと共に、いささか滑稽な感すらしますが、皆さまいかがお考えでしょうか。

2006年7月20日

## 人道的奉仕活動

昨年度の RI のテーマが **Service above self** であったことに象徴されるように、昨今は社会奉仕や国際奉仕に属する人道的奉仕活動が盛んであり、あたかもこれらの活動がロータリー運動のすべてであるかのような錯覚すら覚えます。もっとも最初から職業奉仕を理解してもらおうと思って、シエルドンの奉仕哲学を説いても、それをすぐさま理解することはなかなか困難なことです。ですから、手っ取り早く、人道的奉仕活動の実践から入るほうが楽ですが、何時までもこの活動に留まり続けたり、この活動がロータリー運動そのものだと錯覚することは避けたいものです。実践活動には、その活動の動機となる理念が必要です。奉仕理念の研鑽から始まり、それが実践活動に繋がるのが本来の姿かも知れません。したがって、例え実践から入ったとしても、その原点となる奉仕理念の探求をおろそかにすることは許されないのです。

人道的奉仕活動には、社会奉仕と国際奉仕の二つの分野がありますが、この問題を論じる前に国際奉仕について整理をしておく必要があります。国際奉仕には、ロータリーの綱領第 4 項に明記されている「奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること」という国際奉仕の本来の活動分野と、近年、国際奉仕活動の主流となっている、外国の地域社会が必要としているプロジェクトに参画する世界社会奉仕の分野があります。ロータリーの歴史的背景からも、この世界社会奉仕を国際奉仕の分野に入れるのはおかしなことであり、社会奉仕 **Community Service** の **Community** の範囲が広がって、地球全体を **Community** と考えれば、人道的奉仕活動に入るべき国際奉仕活動はすべて社会奉仕に統合すべきものと思います。したがって今後

の社会奉仕活動は、その対象を国内の地域社会だけに限定するのではなく、広く地球全体を対象にしなければなりません。

人道的奉仕活動を実践する際にもっとも陥り易い過ちは、往々にして、実施するプロジェクトが本当に現地の地域社会が必要としているプロジェクトかどうかを調査せずに実施していることです。

10 数年前、私の所属していたクラブの長老が社会奉仕委員長をしていたときに、新聞配達少年に運動靴を贈呈したことで紛糾しました。貧しい生活だから新聞配達をしているという考え方。徒歩で一軒一軒新聞を配っているという考え方。実際は、旅行の費用を捻出するための新聞配達であり、バイクに乗って配っているという現実を知らない人のよい年寄りの発想であり、社会の現実とはかけ離れたものだったからです。

地域社会が必要としているニーズを探るためには、現地に直接赴く必要があります。特に遠隔の地で実施する世界社会奉仕では、現地における事前調査が必要不可欠です。

私が始めて地区の国際奉仕委員長をしたのは 1988 年でした。私は地区世界社会奉仕委員長と共にフィリピンに赴き、現地のロータリークラブと共にプロジェクトの事前調査を行い、今後の WCS 活動の拠点にするために、スラム地区にロータリー・センターを建設するという 5 万ドル相当の大規模プロジェクトと、医療器具・足踏みミシン・大工道具・文具提供、教育資金助成などの 1000 ドル程度の小規模プロジェクト 10 件を選びました。小規模プロジェクトは地区内クラブから希望を募ってスポンサーをお願いし、これに加わらなかったクラブで、この事業に参加を希望するクラブに大規模プロジェクトの共同スポンサーをお願いしました。

本来ならば、クラブが独自に世界社会奉仕のプロジェクトを探すのが原則ですが、事前調査までしてプロジェクトを選定できるクラブは限られていますので、私の地区ではこの方式が継続されており、プロジェクトの事

前調査には地区国際奉仕委員が、プロジェクトの竣工式や完成時には地区国際奉仕委員とスポンサークラブの会員が現地を訪ねることにしています。

実施国も当初のフィリピンから、現在はカンボジア、タイ、ネパール、インド、インドネシア、バングラディシュ、フィジー、ベトナムとアジア、太平洋一円に広がっています。

奉仕活動の実践はクラブ自治権の範疇にあります。したがって、私の地区では、世界社会奉仕の寄付は人頭割りにほしないで、実施を希望するクラブだけが参加する方式を守っていますが、ほとんどのクラブが参加を表明してくれます。有難いことです。

クラブが独自に計画した世界社会奉仕プロジェクトでも、これを公開して、もし他のクラブがこれに参加する意思があれば、共同スポンサーをお願いすることにしています。複数のクラブが参加すれば、原資が増えますし、DDFを活用してマッチング・グラントを申請すれば、さらに大きなプロジェクトにすることも可能となります。

2006年7月30日

## ロータリーの二重人格

前回の炉辺談話では、社会奉仕や国際奉仕に属する人道的奉仕活動が盛んですが、これらの実践活動をする前に奉仕理念を十分に研鑽する必要性があることを強調しました。それは理念の裏づけのない行動はエネルギーの無駄遣いに過ぎませんし、返って危険なことさえあるからです。

奉仕理念を研鑽する場合は例会ですから、例会の内容を充実することと、例会に規則的に出席することが必要です。特に日本では、誰が決めたかは判りませんが、例会をたった1時間で済ませるという悪い習慣が蔓延っているせいもあって、例会の中身が空洞化してしまって、ホテルに集まって昼食をたべて、くだらない卓話を聞いて大急ぎで帰るとというのが現実になっているクラブも少なくありません。年間50回の例会として、公式行事を差し引けば卓話を必要とする例会は40回弱しかありません。すなわち平均的なクラブならば、卓話の順番は年間1回しか回ってこないことになります。年間たった1回の卓話ですから、十分時間をかけて準備して、会員の心にいつまでも残るような素晴らしい卓話ができるはずなのに、現実には決してそうではありません。中には外部からセールスマンを呼んできて商品の宣伝の場を与えたり、手品や漫談で貴重な卓話時間を浪費する卓話者すらいます。毎週ホテルの豪華な部屋に集まって、贅沢な食事を摂って、くだらない卓話を聞いて別れるのならば、額に汗をしながらボランティア活動をする方がよっぽど増しだ、という理由で、外部におけるボランティア活動がメイクアップの対象になったようですが、これはとんでもない間違いです。例会に参加することによって親睦を深め、奉仕理念を研鑽し、その結果として高められた心を持って奉仕活動の実践に当たるのですから、奉仕活動の実践を以って奉仕理念の研鑽の代替とすることはできないからです。

例会の内容が形式的で空虚ならば、その結果を以って例会を軽視するのではなく、その内容を充実して価値のあるものにしなければなりません。事業所で経済活動をしていれば大きな利益を得られるのに、その貴重な時間を割いて例会に参加しているのですから、事業活動をして得る利益より奉仕活動の実践には熱心ですが、奉仕理念の研鑽にはあまり興味を示さない会員が増えているように思われます。

私は RI のコーディネーターなどを仰せつかった関係で、外国のロータリアンと接する機会も多いのですが、欧米系のロータリアンはその傾向が強いようです。日本でも、あまり難しいことを言って退会されると困ると言って、ろくな情報提供もしないクラブもあるようですし、特に若い会員にはその傾向が強いようです。鉄は熱いうちに打てという格言通り、なるべく早い段階でロータリーの理念を十分勉強してもらう必要がありますし、クラブにもその責任があります。

奉仕理念の研鑽を怠って、奉仕活動の実践にのみに狂奔するのも困りものですが、もっと始末に負えないのが、理屈だけを弄して、全く奉仕活動の実践には無関心な会員の存在です。ロータリーの綱領は、決議 23-34 は、職業奉仕理念はと、いかにもロータリーの理論ならば私に聞きなさいとでもいうように理屈をこねますが、WCS やその他の人道的奉仕活動にまったく参加したことの無い人が余りにも多いのが日本の現状です。或る程度の年齢で、在籍年数も長い会員に多いようですが、その知識が決して深くないことは、何か事があると決議 23-34 と言いながら、その第 4 条「奉仕するものは行動しなればならない。ロータリー哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的に行動に表さなければならぬ。」を自ら証明していないことから明らかです。理屈をこねる会員は往々にしてこのような二重人格を持っていることが多いようです。

あなたは WCS のプロジェクトに参加して、外国に行きましたか。

奉仕活動の実践に参加したことの無い人は、ロータリーの奉仕理念を説く資格はありません。ロータリーの哲学は実践哲学であることを忘れてはなりません。

2006年8月10日

## クラブ・リーダーシップ・プランのまとめ

クラブを活性化するために、クラブ・リーダーシップ・プランを採用すべきであるという要請が出され、RI から各種のドキュメントが発表されています。

小人数のクラブは、委員会の統廃合によって委員会構成をスリム化することに関しては異論はないものの、RI が具体的に提示した委員会を巡って、ロータリーの理念やわが国のロータリアンの考え方にそぐわないという、強いためにいと反論がでていることも事実です。

そこで、RI のクラブ・リーダーシップ・プランに関する方針と、それに対処するための現実的な考え方について、考えてみたいと思います。

### RI より提示されたドキュメント 1

我々のクラブは終息の淵にあったが、クラブ・リーダーシップ・プランが蘇生の妙薬となった

クラブ・リーダーシップ・プランを施行して、ロータリー・クラブの強化を図る

地区リーダーシップ・プランの延長計画であるクラブ・リーダーシップ・プランは、奉仕の第二世紀においてロータリーが安定、成長、成功を遂げるために極めて重要です。同プランは、ロータリーの綱領を追求するにあたっての、手続の標準化と諸活動の方向付けを行うための管理的枠組みをクラブに与えるものです。

クラブ・リーダーシップ・プランは、継続性や情報伝達、ロータリアンの関与を確実にするための標準手続を策定するようロータリー・クラブに促すことから始まります。このプランには、「効果的なロータリー・クラブ

となるための活動計画の指標」を用いての方策計画および目標設定が含まれています。簡易な委員会構成はクラブの中心的業務に主眼を置いていますが、クラブの奉仕目標や親睦に取り組むために拡張することができます。

クラブ・リーダーシップ・プランは、各クラブが独自の特性（アイデンティティー）を築き上げるための土台を提供するものです。施行における9段階は、すべてのロータリー・クラブが効果的となるために取り組むべき項目です。クラブは、独自に選んだ方法でこれらの項目に取り組むことができます。柔軟性のあるクラブ・リーダーシップ・プランは、ロータリー世界のどこでも実施することができます。クラブ・リーダーシップ・プランは、改正された「推奨ロータリー・クラブ細則」、ロータリーの指導者育成サイクル（会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会）、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」「クラブ訪問報告用紙」に反映されています。

クラブ・リーダーシップ・プランは、世界中のクラブによって成功が実証され、新規および既存のロータリー・クラブの推奨構成とされています。すべてのクラブは同プランを検討し、既に施行されている内容はどれか、また、クラブにとって有益な内容はどれであるかを判断する必要があります。ガバナー補佐がクラブ指導者を援助し、プランの検討や施行を支援します。クラブ・リーダーシップ・プランの施行は、地元社会や世界を向上させる力を備えた効果的なクラブを作り出します。

詳細は、RIクラブ・地区管理担当職員（日本事務局奉仕室職員）までお問い合わせください。

改正された「推奨ロータリー・クラブ細則」は、[www.rotary.org](http://www.rotary.org) のダウンロード・センターでご入手いただけます。

## クラブ・リーダーシップ・プラン

クラブ・リーダーシップ・プランの目的は、効果的なクラブの管理の枠組みを提供することにより、ロータリー・クラブの強化を図ることです。

以下は、効果的なクラブの要素です。

☆会員基盤を維持、拡大する。

☆地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施、成功させる。

☆資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。

☆クラブの枠を超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育てる。

クラブ・リーダーシップ・プランを実施するには、現任、次期、元クラブ指導者は以下を行うものとされます。

- 1.効果的なクラブの要素に取り組む長期計画を立案する。
- 2.効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を使用して、クラブの長期計画と合致した年間目標を設定する。
- 3.計画過程に参加する会員を含めてクラブ協議会を実施し、ロータリーの活動に関する情報を伝える。
4. クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、および地区委員会の間に明確な意思疎通が図られるよう確認する。
- 5.将来の指導者育成を確実にする一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導者の継続性を確保する。
- 6.クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるべく、細則に修正を加える。
- 7.クラブ会員の親睦をさらに深めるような機会を提供する。
- 8.会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するよう計らう。

9.以下を確実にするための包括的な研修を企画する。

☆クラブ指導者が地区研修会合に出席する。

☆新会員のための一貫したオリエンテーションを定期的実施する。

☆現存会員のための継続的教育の機会を提供する。

地区リーダーシップ・プランに提示されているように、クラブ指導者は、地区指導者と相談しながらクラブ・リーダーシップ・プランを施行するものとされます。同プランは、毎年見直しが行われるべきです。

#### クラブ委員会

クラブ委員会は、四大奉仕に基づくクラブの年間目標および長期目標に向けた取り組みを担当します。会長エレクト、会長、直前会長が協力し、指導の一貫性と計画の継続性を図らなくてはなりません。可能であれば、継続性を図るため、委員会委員は3年を任期として委員会に任命されるべきです。会長エレクトは、空席を埋めるための委員、および委員長を任命し、年度の開始に先立って計画を立てるための会合を実施する責務があります。委員長は、同じ委員会の委員を務めた経験を備えた人物であることが推奨されています。常任委員会は以下の通りに任命されるものとされます。

#### ☆会員増強委員会

会員の勧誘と退会防止の包括的計画を立案、実施します。

#### ☆クラブ広報委員会

ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を推進するための計画を立案、実施します。

#### ☆クラブ管理運営委員会

クラブの効果的な管理運営に関する活動を実施します。

#### ☆奉仕プロジェクト委員会

地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実施します。

#### ☆ロータリー財団委員会

財政的寄付およびプログラム参加の両面からロータリー財団を支援するための計画を立案、実施します。

必要な場合は、この他の委員会を任命することもできます。

#### 研修の要件

クラブ委員会委員長は、職務に就任する前に地区協議会に出席すべきです。

地区リーダーシップ・プランとの関係

クラブ委員会は、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力すべきです。

#### 報告要件

クラブ委員会は、活動についてクラブ理事会に定期的に報告すべきであり、適切であれば、クラブ協議会において報告を行います。

## RI より提示されたドキュメント 3

7570 地区 (バージニア州西部、テネシー州北東部)における CLP 資料  
ウェブ・サイトによる資料提供

[http://www.rotary7570.org/univ/clubleadershipplan\\_files/frame.htm](http://www.rotary7570.org/univ/clubleadershipplan_files/frame.htm)

#### 目的

クラブ・リーダーシップ・プラン (CLP)の目的は、効果的なクラブ管理体制を提供することによって、クラブ・レベルにおけるロータリーを強化することです。CLP はリーダーシップ開発・研修委員会 (LDT 委員会) によって、4年以上にわたって開発されてきたものです。

## 経過

2000年9月

2000-2001年度LDT委員会は、現在のクラブ常任委員会構成が、多数の委員会を持つ小さなクラブに負担を負わせ、効果的なクラブにするために立案されたその他の計画と一致しないことを発見したので、僅か5つの常任委員会しかない新しいクラブの管理組織を推奨しました。

2002年12月 2002-2003LDT委員会は、CLPのガイドラインを開発しました。

2003年2月理事会は原則的にCLPを承認し、クラブがそれを試験的採用することを要請しました。

2003-2004 CLPは6ヶ国の18クラブによって試験的採用されました。

2004年11月 CLPは推奨ロータリークラブ管理組織として、理事会によって承認されました。

2004年11月 CLPに適応した新しい推奨ロータリークラブ細則が、理事会によって承認されました。

## 特徴

CLPは地区リーダーシップ・プランをクラブ・レベルに拡張したものです。

プランを実行するために、クラブが取るべき手順を示したものです。

リーダーに対する継続性とコンセンサスを育むものです。

地区委員会によって支援を受ける簡素化されたクラブ常任委員会のリストが含まれています。

新しい推奨ロータリークラブ細則によって支援されています。

義務的なものではありません。

新しいロータリークラブまたは苦境にあるロータリークラブに推奨されています。

新しい常任委員会

クラブ

理事会

クラブ

管理運営クラブ

広報会員組織奉仕

プロジェクトロータリー

財団

ガバナー

補佐地区広報地区

会員増強地区

プログラム地区ロータリー財団

## 地区リーダーシップ・プラン

地区リーダーシップに基づいた地区組織が、CLP を支援します。

- 1.ガバナー補佐はクラブ管理運営委員会およびクラブ理事会を支援します。
- 2.地区広報委員会はクラブ広報委員会を支援します。
- 3.地区会員増強委員会はクラブ会員増強委員会を支援します。
- 4.青少年交換、ローターアクトなどの地区プログラム委員会はクラブ奉仕プロジェクト委員会を支援します。
- 5.地区ロータリー財団委員会はクラブ・ロータリー財団委員会を支援します。

地区には、更に 5 つの推奨委員会があります。

- 1.拡大委員会

2. RI 年次大会推進委員会

3.地区大会委員会

4.研修委員会

5.財務委員会

利点

プロジェクトと意思決定の継続性

意思決定と目標設定に対するコンセンサス

クラブ指導者の活動の場の拡大と強化

クラブ指導者の継続性

クラブ活動に対する全会員の関与

実施日程

2004年11月 RI 理事会が公式推奨ロータリークラブ組織として承認  
(RI 理事会決定最新版としてロータリー・ワールド 2005年1月号に掲載)

2005年1月 RI ウェブサイトおよび英文による文書配布

2005年2月 すべての言語による文書配布

2005年4月 ロータリアン誌。バンクーバー・サンライズ・ロータリー  
クラブによる CLP の成功例

2005年4月 ロータリー・ワールド。新しいクラブ細則と CLP に関する  
記事。

2005年6月シカゴ大会。CLP ワーク・ショップ

2005年7月 DGTM には CLP に関する情報が含まれます。

2005年 GETS 指導者の手引きには CLP の情報が含まれます。

2005年10月 CLP に関する出版物が入手可能

2006年3月 PETS においてすべてのクラブに CLP に関する出版物  
を配布

## RI より提示されたドキュメント 4

### クラブ・リーダーシップ・プラン・ワークシート

クラブ会長は、本クラブがクラブ・リーダーシップ・プランの実現を計画するに当たって、このワークシートを使用しなければなりません。各項目に記載されている計画は、クラブがクラブ・リーダーシップ・プランを実行するために選択する一般的な方法です。クラブは必要に応じて実現するための代替の計画を開発することが奨励されています。

クラブ名

会長名

ロータリー年度

#### 実施方法

1. □ 私たちのクラブは、向こう3年から5年のクラブの奉仕活動に対する目標、奉仕プロジェクト、会員増強、ロータリー財団、指導力開発を設定して長期計画を開発しました。別紙に記載して、このワークシートに添付してください。
2. □ クラブは、次ロータリー年度の目標を設定するために、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を完成させました。
3. 次年度の計画を立てて、クラブの会員に周知するために、次の日時にクラブ協議会を開催します。
  - 地区協議会後のクラブ協議会
  - ガバナー公式訪問前のクラブ協議会
  - その他のクラブ協議会を計画
4. □ 会長エレクトが計画の概要を説明しました。別紙に記載して、このワークシートに添付してください。

5.  クラブは指導者の継続性を図るためのシステムを作りました。
  - 意思決定に会長エレクトと会長ノミニーが参加
  - 次期委員長指名に委員長が参加
6.  クラブの実情を反映するようにクラブ細則を変更しました。注：  
**RI** ウェブサイトから推奨ロータリークラブ細則の最新版を得ることができます。
  - 細則を変更した日付別紙に変更した細則の概要を記載して、このワークシートに添付してください。
7.  年間に計画している適切な親睦活動を別紙に記載して、このワークシートに添付してください。
8.  クラブはクラブにおけるすべての会員の活性化を図るためのシステムを作りました。
  - すべての会員は委員に任命されています。
  - すべての会員は奉仕プロジェクトに参加しています。
9.  クラブは以下の行事の日程を含んだ、包括的な研修プランを立てました。
  - 会長エレクトは **PETS** に参加した。
  - すべての次期クラブ指導者は地区協議会に参加した。
  - 新入会員のオリエンテーションを実施した。クラブ会員に出席を要請した。
  - 地区ロータリー財団セミナー
  - 地区会員増強セミナー
  - 地区リーダーシップ・セミナー
  - 地区大会

## 地区リーダーシップ・チーム

クラブはクラブ・リーダーシップ・プランを作るために、次の地区指導者と共に活動します。

- ガバナー補佐
- ガバナー・エレクト
- 地区研修リーダー
- 地区委員

## 委員会

クラブ委員会は定期的にクラブ理事会に報告しなければなりません。以下の委員が任命されています。

### 会員増強委員会

- 委員長
- 副委員長
- 元委員長
- 委員

### ロータリー財団委員会

- 委員長
- 副委員長
- 元委員長
- 委員

### 広報委員会

- 委員長
- 副委員長
- 元委員長
- 委員

### クラブ管理委員会

- 委員長
- 副委員長
- 元委員長
- 委員

### 奉仕プロジェクト委員会

- 委員長
- 副委員長
- 元委員長

## 委員

必要とするその他の委員会のリストは別紙に記載して、このワークシートに添付してください。

## RI より提示されたドキュメント 5

### クラブに新風を吹き込むプラン

ロータリーの友 2005年4月号

2003年、ディーン・ローアス氏がカナダ・ブリティッシュコロンビア州バンクーバーサンライズロータリークラブの会長に就任した時に感じたのは、クラブにはもっと活力が必要だということでした。

「私たちのクラブは、とにかく新風がもたらされないことにはどうにもならないような状態でした。すっかり停滞していて、会員は22人にまで減ってしまいましたし、自分たちのお決まりのやり方に固執したロータリアンばかりでした」

そこでローアス氏は、クラブ・リーダーシップ・プランの試験に参加してみることにしました。このプランは、退会防止、会員増強、奉仕プロジェクトの実施、ロータリー財団の支援、クラブの枠を超えて活躍できる指導者の育成を中心に、クラブを支えるものです。国際ロータリー理事会は、11月の会合でクラブ・リーダーシップ・プランを承認し、本プランを実行する上で必要となる合理化された委員会を組織化するために、「推奨ロータリー・クラブ細則」を改定しました。変更後のクラブ細則では、これまで18あった委員会が5つに抑えられています。クラブは、細則の改正とそれに伴うプランの実施を奨励されてはいますが、義務づけられているわけではありません。新たな管理上の枠組みとなるこのプランは、クラブの指導

者が年次目標と長期的な計画を立て、会員の一人ひとりをクラブのプロジェクトや委員会に関与させるよう推奨するものです。

2003 - 2004 年度に実施された試験的クラブ・リーダーシップ・プランに参加したのは6か国で、そのうちの1つがバンクーバーサンライズRCでした。「試験に参加したおかげで、クラブのみんながロータリーに対して再び意欲を燃やすようになりました」とローアス氏は言います。「古い考え方にとらわれずに、前へ進む勇気が出てきました」

このプランを導入する前、クラブには会員を引きつけるようなこれといったプロジェクトもなく、地元の企業や団体とのつながりもなく、かといって何か新しいことに挑戦してみようというような意欲もなく、また、クラブに存在する4つの委員会（クラブ奉仕、社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕）にしても、同じ委員長が5年も6年も務めることが珍しくはなかったとローアス氏は言います。要するに、委員会に新しいアイデアを持ち込んでくる会員がいなかったのだと、ローアス氏は指摘します。

新プランに従い、クラブは、会員増強、クラブ広報、クラブ管理運営、奉仕プロジェクト、ロータリー財団の5つの委員会を設置しました。現在は、3年間にわたる段階的なシステムを導入し、委員会の委員長は毎年入れ替わるようにしています。1年目は次期委員長として、2年目は実際の委員長として務め、3年目は新委員長の指導者的存在として相談に応じる役割を担います。

バンクーバーサンライズRCは、会員の勧誘、退会防止、会員の活性化だけでなく、資金拠出を必要としないプロジェクトの担当も会員増強委員会に委ねることにしました。奉仕プロジェクト委員会は、国際奉仕と社会奉仕の両方を担当することになり、ロータリー財団委員会は、ロータリー財団を推進する存在として、財団に関するさまざまなプログラムを監督するようになりました。

それだけでなく、クラブが国際奉仕に取り組む機会も増えたと、ローアス氏は付け加えます。現在、バンクーバーサンライズRCでは、南アフリカの保育園に資金や文具を提供しているほか、同国の小学校にコンピューターを寄贈し、教師にその使い方を指導しています。ローアス氏によると、以前のように小切手を切るだけのプロジェクト参加ではなく、真の意味でプロジェクトに直接参加したいという会員が増えているということです。

現在のところ、クラブ会員のほとんどがこの新しいプランに賛同していますが、元のやり方に戻ってしまう心配がなくなったとは言い切れないと、ローアス氏は言います。「現在の勢いを失わずに、新しい意欲をいかに保っていくかが今後の課題です。さまざまな変化を経てきましたが、今年度は、整理統合の年です。来年度はさらに磨きをかけ、前進していきますよ」

## RI より提示されたドキュメント 6

クラブ・リーダーシップ・プランによく出る質問

☆ クラブ・リーダーシップ・プランとは何ですか。

クラブ・リーダーシップ・プランはロータリークラブに対して推奨されている管理組織であり、過去 100 年来、世界中の効果的なロータリークラブの最も良い慣例に基づいた数多くの実務的な処理方法が含まれています。この計画は、意志決定に対するコンセンサス、リーダーシップとプロジェクト管理の継続性、奉仕活動や親睦や研修に対してすべての会員が関与することを意図したものです。

☆ ロータリーはなぜクラブ・リーダーシップ・プランを必要とするのですか。

ロータリーのリーダーシップは、毎年、すべてのレベルにおいて変化しています。ロータリーの指導者たちは、多くの時間を捧げているボランテ

ィアです。ロータリークラブの標準管理組織を持っていることは、ロータリークラブのリーダーたちが管理よりもむしろ奉仕に主力を注ぐことを容易にすると共に、クラブ・リーダーシップ・プランは優れた計画の継承と継続性をもたらします。

☆ このプランは、義務的なものですか。

いいえ。クラブリーダーシップ・プラン目標は、ロータリークラブがその必要があるかどうかを長い時間をかけて実証することによって、ロータリークラブを強化することです。すべてのクラブは、このプランを熟慮した上で、クラブを改善する方法を採用すべきです。

☆ どのようにすれば、私のクラブは現在の組織から新しい組織に変更できるのでしょうか。

ロータリー年度の少なくとも6ヶ月前に、あなたのクラブは、クラブ・リーダーシップ・プランにどのようにして変更するのかを計画すべきです。変更は、新しい推奨ロータリークラブ細則をそっくりそのまま採用して、クラブ・リーダーシップ・プランを完全に実行するか、またはあなたのクラブを強化する計画を部分的に採用するかです。ロータリークラブが自治権があり、二つとして同じクラブはないので、あなたのクラブはどんな変更が必要かを、適切に時間をかけて決めなければなりません。

☆ クラブリーダーシップ・プランの下における四大奉仕の役割は何ですか。

クラブ・リーダーシップ・プランの下で四大奉仕(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕)はロータリーの活動の中心であり、クラブの奉仕活動がロータリーの綱領をすべて達成するようにバランスよく機能しなければなりません。四大奉仕はロータリークラブが「超我の奉仕」というロータリーの主な目的に焦点をあてるものです。クラブは各奉仕部門に取り組んで、年次目標を設定しなければなりません。クラブの運営上の必要か

ら5つの常任委員会、すなわち、クラブ管理、クラブ広報、会員増強、奉仕プロジェクト、ロータリー財団によって処理します。

☆ クラブ理事会は、各常任委員会1名、合計5名の理事ということの意味しますか。

必ずしもその必要はありません。推奨ロータリークラブ細則によると、クラブ理事はクラブを管理するために選出されます。クラブの委員長は、クラブの目標を実行するために会長エレクトによって指名されます。理事は委員会の目標設定と予算策定を行います。クラブの委員長は、特定の委員会の活動に焦点を合わせます。小さなクラブのために、委員長を理事として務めさせる場合は、指名ではなく、それぞれを選挙で選ぶべきです。

☆ 奉仕プロジェクト委員会は、社会奉仕、職業奉仕、国際奉仕を含むので混乱しませんか。

クラブは奉仕プロジェクト委員会に小委員会を追加することが可能です。その場合には、奉仕プロジェクト委員会は小委員会の活動を監督し、小委員会が特定のプロジェクト目標を達成するために、活動が重複しないように万全を期さなければなりません。

☆ ロータリー財団委員会は何をするのですか。

クラブのロータリー財団委員会は、あなたのクラブが財団に関するプログラムに参加し、それらのプログラムを支援する基金を提供するために活動します。2003-04年度には、ロータリー財団は、ロータリーの綱領を支援するために、人道的、教育的、ポリオプラス補助金として8500万ドル以上を使いました。クラブ・レベルの委員会は、あなたのクラブの奉仕活動を支援するこれらの補助金を集めます。

☆ クラブリーダーシップ・プランは、規模の異なったクラブにどのようにして適合させることができますか。

ロータリークラブには 20 人未満から、200 人以上まで会員の幅があります。クラブ・リーダーシップ・プランは継続性と会員のコンセンサスとすべての会員の参加に焦点をあてており、どんな規模のロータリー・クラブにも役に立ちます。クラブは、会員のニーズに適った推奨委員会構成を採用することができます。小さなクラブは、基本的な 5 つの委員会から始めて、必要に応じて委員会を追加すべきです。大きいクラブは、委員会を追加してもいいし、奉仕目標を達成するために、あるいは、すべての会員に関わりを持たせるために、小委員会を作ることが可能です。

☆ 私たちのクラブは 2 年に過ぎません。私たちはなぜクラブリーダーシップ・プランを採用しなければならないのですか。

すべてのクラブは、最初の 100 年間の間にロータリーによって開発された効果的なロータリークラブの最善のやりかたを反映させた CLP を考えるべきです。新しいクラブはクラブ・リーダーシップ・プランに含まれた運営手順を実施することによって、既存ロータリークラブの経験から利益を得ることでしょう。

☆ どんな資源が、クラブ・リーダーシップ・プランを支援するために役立ちますか。

2006 年の会長エレクト研修セミナー(PETS)で、すべてのロータリークラブの会長エレクトに配布されるクラブ・リーダーシップ・プラン出版物は、この計画方針の情報、それを達成するための計画実施ステップ、実施のための推奨タイム・スケジュールが含まれています。RI ウェブサイトには、RI 理事会の方針、実施のためのワークシート、推奨ロータリークラブ細則、効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標、目標設定ツールを含んだ、クラブ・リーダーシップ・プランのための資源ページがあります。地区レベルでは、地区ガバナーとガバナー補佐が、あなたの

クラブが計画を実施するのを支援し、5つの常任委員会に対応する地区委員会が活動を支援し、資源を分け与えてくれます。

## RI より提示されたドキュメント 7

「ロータリー章典」

### 17.030.6 クラブ・リーダーシップ・プラン

クラブ・リーダーシップ・プランの目的は、効果的なクラブの管理の枠組みを提供することにより、ロータリー・クラブの強化を図ることです。

以下は、効果的なクラブの要素です。

- a) 会員基盤を維持、拡大する。
- b) 地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施、成功させる。
- c) 資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー
- d) クラブの枠を超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育てる。

クラブ・リーダーシップ・プランを実施するには、現任、次期、元クラブ指導者は以下を行うものとされます。

- a) 効果的なクラブの要素に取り組む長期計画を立案する。
- b) 「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を使用して、クラブの長期計画と合致した年間目標を設定する。
- c) 計画過程に参加する会員を含めてクラブ協議会を実施し、ロータリーの活動に関する情報を伝える。
- d) クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、および地区委員会の間にも明確な意思疎通が図られるよう確認する。

- e) 将来の指導者育成を確実にする一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導者の継続性を確保する。
- f) クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるべく、細則に修正を加える。
- g) クラブ会員の親睦をさらに深めるような機会を提供する。
- h) 会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するよう計らう。
- i) 以下を確実にするための包括的な研修を企画する。
  - 1. クラブ指導者が地区研修会合に出席する。
  - 2. 新会員のための一貫したオリエンテーションを定期的実施する。
  - 3. 現存会員のための継続的教育の機会を提供する。

地区リーダーシップ・プランに提示されているように、クラブ指導者は、地区指導者と相談しながらクラブ・リーダーシップ・プランを施行するものとされます。同プランは、毎年見直しが行われるべきです。

#### クラブ委員会

クラブ委員会は、四大奉仕に基づくクラブの年間目標および長期目標に向けた取り組みを担当します。会長エレクト、会長、直前会長が協力し、指導の一貫性と計画の継続性を図らなくてはなりません。可能であれば、継続性を図るため、委員会委員は3年を任期として委員会に任命されるべきです。会長エレクトは、空席を埋めるための委員、および委員長を任命し、年度の開始に先立って計画を立てるための会合を実施する責務があります。委員長は、同じ委員会の委員を務めた経験を備えた人物であることが推奨されています。常任委員会は以下の通りに任命されるものとされます。

##### I 会員増強委員会

会員の勧誘と退会防止の包括的計画を立案、実施します。

##### II クラブ広報委員会

ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を推進するための計画を立案、実施します。

### III クラブ管理運営委員会

クラブの効果的な管理運営に関する活動を実施します。

### IV 奉仕プロジェクト委員会

地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実施します。

### V ロータリー財団委員会

財政的寄付およびプログラム参加の両面からロータリー財団を支援するための計画を立案、実施します。

必要な場合は、この他の委員会を任命することもできます。

### 研修の要件

クラブ委員会委員長は、職務に就任する前に地区協議会に出席すべきです。

### 地区リーダーシップ・プランとの関係

クラブ委員会は、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力すべきです。

### 報告要件

クラブ委員会は、活動についてクラブ理事会に定期的に報告すべきであり、適切であれば、クラブ協議会において報告を行います。

(November 2004 Mtg., Bd.Dec. 128)

## RI より提示されたドキュメント 8

クラブ・リーダーシップ・プラン 245-JA

クラブ・リーダーシップ・プランは蘇生の妙薬となったクラブ・リーダーシップ・プランとは、ロータリー・クラブに推奨される管理的枠組みであり、効果的なロータリー・クラブのベスト・プラクティス（最善の実践方法）に基づいて作成されています。それぞれのロータリー・クラブは独自に異なる存在であるため、クラブ・リーダーシップ・プランは、世界中のクラブの個々のニーズに応用できる柔軟性を備えています。クラブ・リーダーシップ・プランの採用はすべてのクラブに義務づけられているわけではありませんが、次のようなベスト・プラクティスに基づく標準化された管理上の手続を採用することは、新旧を問わずすべてのロータリー・クラブにとって有用となるでしょう。

効果的なクラブの要素に取り組む長期目標を立案する。

長期目標を支える年次目標を設定する。

クラブ会員全員が最新情報を得ていること、クラブに参加していることをクラブの運営を反映するよう細則を独自に修正する。

定期的な親睦の機会を提供する。

すべてのクラブ会員が積極的に参加する。

定期的かつ首尾一貫した研修を提供する。

クラブ・リーダーシップ・プランの目標は、各奉仕部門に沿って活動を遂行することによりロータリーの綱領を追求する効果的なクラブを創造することです。効果的なクラブは、以下を遂行することによってロータリーの綱領を果たすことができます。

会員基盤を維持、拡大する。

地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施、成功させる。

資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。

クラブの枠を超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育てる。

クラブ・リーダーシップ・プランは、各奉仕部門における目標を達成するためのクラブの力を高める一助となります。成果溢れる奉仕プロジェクトの実施は、社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕に影響を与えます。会員数が増加すれば、クラブの各奉仕部門で活動できるロータリアンの数も増えることとなります。ロータリー財団を支援することは、社会奉仕と国際奉仕の両方に影響を与えます。手続の合理化、より円滑な情報伝達、長期計画の策定、関与する会員の増加によって、クラブ奉仕がさらに改善されます。能率的に運営されるようになれば、クラブは奉仕活動を一層効果的に実施することができます。クラブ・リーダーシップ・プランは、クラブが各奉仕部門にさらに努力を傾け、ロータリーの綱領に到達することができるようにするためのものなのです。

#### ロータリーの綱領奉仕部門

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。四大奉仕部門は、ロータリアンがロータリーの綱領を理解する手助けとして、1920年代に設けられました。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。クラブ奉仕は、親睦活動を充実させ、クラブを効果的に機能させることを主眼とします。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、高い道徳的水準を保つことを奨励します。

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。社会奉仕は、クラブが地域社会の生活の向上を目指して実施するプロジェクトおよび活動を包括します。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。国際奉仕は、世界中におけるロータリーの人道的な援助活動を拡大し、世界理解と平和の推進のために実施する方策を抱合します。

#### クラブ・リーダーシップ・プランの利点

現在のクラブ運営を見直す機会を与えるクラブ・リーダーシップ・プランは、クラブに数々の利点をもたらします。

クラブの将来について、すべての会員に意見を述べるチャンスが与えられる。

クラブ運営を簡素化することによって、奉仕と親睦に集中するためのより多くの時間を会員に与える。

クラブ会員がより一層関与することによって、将来のクラブおよび地区指導者が育成される。

クラブ活動に会員がより多く参加するにつれ、会員保持率が高くなり、退会防止につながる。

クラブ指導者は、クラブ目標を達成するためにより多くの会員の協力を得ることができる。

任命とクラブ目標の間に継続性を持たせることによって、ある年度から次の年度への移行が容易になる。

クラブの慣習を新鮮な目で見直すことによって、ロータリーへの熱意が新たになる。

#### プランの施行

元、現任、次期クラブ役員が共に協力し、以下のような方法に基づいてクラブに適した形にリーダーシップ・プランを修正します。

1. 効果的なクラブの要素に取り組む長期目標を立案する。

長期目標は、今後3年から5年間にわたるロータリー年度に適用され、効果的なクラブの要素（会員増強、指導者育成、ロータリー財団、奉仕プロジェクト）に取り組むものとされます。また、長期目標は、これらの各要素においてクラブの成功を促す方策を含むものでなければなりません。クラブのリーダーシップ・プランが数年間にわたり進展するにつれ、これらの目標も随時更新されるべきです。

2. 効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を活用し、クラブの長期目標と調和する年次目標を設定する。

活動計画の指標」には、年次目標を達成するために活用される一般的な方策が記載されており、クラブは独自の方策を追加して記入することができます。これは、必要に応じて内容を更新することができ、随時活用すべき資料であると考えてください。年次目標は、各奉仕部門を取り上げ、クラブがロータリーの綱領を追求するのを支援するものであるべきです。目標設定に関するこの他の情報は、「クラブ役員キット」(225-JA)をご参照ください。

3. 計画過程に会員を関与させクラブ協議会を実施し、ロータリーの活動に関する情報を随時伝える。

クラブ協議会の開催によって、クラブの全会員が最新事情を把握し、クラブ活動に参加していると実感することができるようになります。多くのクラブでは、会員全員がクラブに関する決定事項を協議するための機会として、また、委員会が活動を報告するための機会として協議会を活用しています。

4. クラブ役員、クラブ会員、地区指導者の間の明確なコミュニケーション（連絡）を保つようにする。

クラブ会員全員とガバナー補佐が出席する定例のクラブ協議会を開催することによって、明確なコミュニケーション（連絡）が促されることに

なります。クラブ協議会のない時には、クラブ指導者が協力し、クラブ指導者同士、およびクラブ会員と地区指導者と連絡を取り合う方法を確立する必要があります。コミュニケーションの計画を立てる際には、誰が誰に連絡するのか、どのような連絡手段を用いるのか、いつ連絡すべきかの概要をまとめてください。

5. 将来の指導者育成を確実にする一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導者の継続性を確保する。

ロータリー・クラブの指導者は毎年交代するため、すべてのクラブは指導者の継続性を確保する必要があります。この継続性を実現する最も成功率の高い方法は、複数年任期で任命すること、全委員会に現・次期・元委員長を委員として含めること、現職のクラブ会長が会長エレクト、会長ノミニ、直前会長の各者と緊密に協力することなどがあります。

6. クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるべく、クラブ細則に修正を加える。

RI から提供される推奨ロータリー・クラブ細則に修正を加え、クラブ独自の運営を反映させます。その他の情報は、本書の「クラブ細則」(第 X ページ) および推奨ロータリー・クラブ細則 (第 X ページ) をご覧ください。

7. クラブ会員の親睦をさらに深めるような機会を提供する。

ロータリーを楽しんでいる会員は、自分が参加しているという実感を持ちやすいものです。クラブの親睦を充実させることで、クラブの奉仕活動も助長されることでしょう。

8. 会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するよう計らう。

クラブに関与することによって会員はロータリーについて学ぶことができ、クラブの活発な会員であり続けます。活発な会員は、クラブのプロジェクトが自分のものであると感じ、さらに献身するものです。

包括的な研修プランを立案する。

包括的な研修は、以下を確実にします。

クラブ指導者の地区研修会合への出席

新会員のための一貫したオリエンテーションの定期的な実施

現存会員のための継続的教育の機会の提供

将来の指導者を育成するために研修は非常に重要です。研修によって、現在のクラブ役員はロータリーの情報に精通し、クラブをより良く指導し、さらに充実したロータリーの奉仕を行うことができるようになります。

クラブ指導者は、プランがクラブの目標に適い、クラブの独自性を反映させたものであり続けるよう、プランを毎年検討しなければなりません。プランを施行および検討する際、あるいは年度を通じて必要な場合には、地区指導者（特にガバナー補佐）に援助を要請してください。

クラブ委員会

クラブ・リーダーシップ・プランは、クラブの年次目標を実現するために、以下の5つの常任委員会を任命することを推奨しています。

会員増強・退会防止委員会

クラブ会員の勧誘と退会防止の計画を立案、実施する。

クラブ広報委員会

ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を推進するための計画を立案、実行する。

クラブ管理運営委員会

クラブのすべての管理運営の活動を実施する。クラブ幹事および会計は、この委員会の委員となるものとする。

奉仕プロジェクト委員会

地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実行する。

## ロータリー財団委員会

寄付および財団プログラムへのクラブの参加の両面から、ロータリー財団を支援するための計画を立案、実施する。

各委員会の活動の継続性を図るため、可能であれば、委員を3年任期で任命してください。クラブ会長エレクトは、空席の補充および委員会委員の任命に対して責任を有します。会長エレクトはまた、次ロータリー年度が始まる前に、次期委員会と計画策定のための会合を開くべきであるとされます。クラブ・リーダーシップ・プランは、その委員会において以前に委員を務めた経験がある人が委員長を務めることを推奨しています。

クラブは必要に応じて追加の委員会を任命します(特別なプロジェクトや、クラブが古くから行っている活動を反映した委員会など)。それぞれの常任委員会は、クラブの年次目標および長期目標を支えるような目標を設定すべきです。

クラブはまた、必要に応じて小委員会を任命することも可能です。例えば、奉仕プロジェクト委員会には、社会奉仕、国際奉仕、青少年プログラム(青少年交換やインターアクトなど)といった小委員会を設けることができます。クラブが特定のロータリー財団プログラムにおいて非常に活発に活動している場合には、クラブはそのプログラムを重点的に扱う小委員会を設置することもできます。

各クラブ委員会は、進捗や委員会活動について、定期的にクラブ理事会に報告すべきであるとされます。多くのクラブは、クラブ協議会をこの目的に利用しています。各委員会はまた、クラブを担当するガバナー補佐および適切な地区委員会と定期的に連絡を取り合うことによって、地区からの支援を活用すべきです。

地区からの支援

ロータリー地区は、ロータリー・クラブを支援するために存在します。以下の表は、地区ガバナー率いる指導者チームが、いかにしてクラブ委員会を支援することができるかを示しています。

クラブ委員会地区による支援

会員増強・退会防止委員会会員増強委員会

クラブ広報委員会広報委員会

クラブ管理運営委員会ガバナー補佐

奉仕プロジェクト委員会各種プログラム委員会

ロータリー財団委員会ロータリー財団委員会

地区指導者

クラブのリーダーシップ・プランを立案、施行する際には、地区指導者からの支援を必ず活用してください。クラブ・リーダーシップ・プランは、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会の研修議題に取り入れられており、また、クラブ・リーダーシップ・プランに関してクラブは地区指導者チームから援助を得ることができます。次期ガバナー補佐は、クラブがプランと合致する目標を設定するための「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」に記入する際に指針を提供します。新規加盟クラブも長い歴史を持つクラブも、また堅固なクラブも弱体クラブもすべて、クラブ運営をさらに充実させるためにプランを活用する方法について地区指導者がクラブを指導し、質問があれば答えてくれます。

他のロータリー・クラブ

他のロータリー・クラブは、クラブ・リーダーシップ・プランに関する自らの体験を分かち合うことによって、支援を提供することができます。地区内の他のクラブと情報を交換することをお望みの場合、クラブ・リーダ

ーシップ・プランを施行している他のクラブと連絡を取ることにについて、ガバナーまたはガバナー補佐に問い合わせてください。

## 研修の機会

すべてのクラブ指導者のために地区が実施する研修は、クラブ・リーダーシップ・プランの重要な側面です。会長エレクトは、会長エレクト研修セミナー（PETS）および地区協議会に出席するものとされています。地区協議会に出席すべきこの他のクラブ指導者は、次期幹事、次期会計、次期委員会委員長およびできるだけ多くの委員会委員とされています。会長エレクト研修セミナーと地区協議会の両会合において、次期クラブ指導者にクラブ・リーダーシップ・プランに関する情報が提供されます。以下のような地区が提供する継続教育の機会は、すべてのクラブ会員および役員が利用するよう奨励されています。

## 地区大会

### 地区指導者育成セミナー

### 地区会員増強セミナー

### 地区ロータリー財団セミナー

## クラブ細則

クラブ細則は、クラブ管理のための指針となるものです。推奨ロータリー・クラブ細則は、標準ロータリー・クラブ定款の内容に合わせて作成され、現在のロータリーの方針を反映しています。細則はクラブのニーズ、目標、活動に合わせて内容を適合させ、クラブ独自の特性（アイデンティティー）を反映させることができます。年度を重ねるにつれてクラブのリーダーシップ・プランも進展が見られるため、細則を見直し、新たな慣行や手続きを反映させるために内容を修正することも必要となります。

## クラブ理事会

推奨ロータリー・クラブ細則に記述されている通り、クラブ理事会は以下で構成されるものとされています。．理事（人数はクラブが定めた通り）

- ． 会長
- ． 副会長
- ． 会長エレクト
- ． 幹事
- ． 会計
- ． 直前元会長

これらの各役員は、ロータリー・クラブを管理するために、クラブ会員による多数投票で選出されます。委員会委員長は、クラブによる選挙ではなく、会長エレクトによって任命されるため、自動的に理事会のメンバーとなるわけではありません。委員会委員長を理事会に含めることを望むクラブは、クラブ細則を修正する必要があります。

#### 改正案の提案および投票

クラブは、クラブ会員の過半数が出席している任意の例会において、細則を改正することができます。提案された改正案は、まずクラブ理事会の承認を得るものとされ、投票の少なくとも 10 日前までに、提案された改正案について会員全員に通知されていなければなりません。細則の改正は、3 分の 2 の賛成票によって承認されなければなりません。

#### 推奨されている期日設定

##### クラブ・リーダーシップ・プラン施行の準備（1 月～6 月）

クラブの現・次期理事会メンバーが会合し、クラブがどのようにしてクラブ・リーダーシップ・プランを施行するかを決定。

決定をクラブ全体に知らせ、クラブ会員全員の参加方法について協議するため、クラブ協議会を開催。次期ガバナー補佐が出席できない場合、クラブは、決定事項を地区指導者に伝える。

クラブの現・次期理事会メンバーが、活動の漸次移行や可能な限りの会員の参加といったプラン施行の時間的枠組みを設定。

プランに一致した形で、クラブ細則の内容を修正。

#### プランの施行

7月1日) クラブ目標の達成に向けてクラブ諸委員会が活動を開始。

必要に応じて「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」の内容を修正。

#### プランの査定

(1月1日) クラブ指導者と会員がリーダーシップ・プランを見直し、細則の改正などの必要な調整を加える。

次ロータリー年度の準備(5月1日) 次期指導者は次年度の準備を進め、クラブはリーダーシップ・プランに必要な修正を追加。クラブの長期目標および細則も見直しを行う。

#### 支援源

**Official Directory** (公式名簿)を除き、以下に挙げられた **RI** の出版物はすべて注文または [www.rotary.org](http://www.rotary.org) からダウンロードすることができます。

#### 「クラブ役員キット」(225-JA) —

クラブ会長、幹事、会計、クラブ委員会の責務の概要や、クラブ管理、会員増強、奉仕プロジェクト、ロータリー財団、広報など、ロータリー・クラブの運営や目標設定に関する情報を収めた手引書のセット。本キットには、下の資料が含まれています。

- ・クラブ会長要覧(222-JA)
- ・クラブ幹事要覧(229-JA)
- ・クラブ委員長の手引き(226-JA)
- ・ロータリー財団申請手続早見用手引き(219-JA)

## 手続要覧 (035-JA) —

規定審議会における決定、RI 理事会およびロータリー財団管理委員会により制定された方針や手続が、3年毎に開かれる規定審議会の終了後に発行されます。RI 定款、RI 細則、標準ロータリー・クラブ定款、推奨ロータリー・クラブ細則を収めています。注：「2004年手続要覧」に収められているクラブ細則は、現行の推奨ロータリー・クラブ細則ではありません。

## Official Directory (公式名簿) (007-EN) —

RI 役員、委員会、実行グループおよび事務局職員、世界中の地区およびガバナーの一覧、および各地区ごとのアルファベット順クラブ情報（クラブ会長と幹事の連絡先、例会場および曜日）が掲載されています。

効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標—クラブの効率といった重要な分野に関してクラブ指導者が目標を設定するための有用な手段。「クラブ会長要覧」に収められています。

## RI ウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) —

会員組織やロータリー財団、RI プログラム、ニュース、行事、クラブおよび地区支援、研修など、ロータリーのあらゆる側面に関する情報を紹介するオンライン援助源です。プログラムの申請書式を含む RI の出版物の多くは、ダウンロードセンターから入手できます。クラブ・リーダーシップ・プランに関する資料（よく尋ねられる質問やパワーポイントのプレゼンテーションなど）も用意されています。

## クラブ・地区管理担当職員（日本事務局奉仕室職員）—

RI 世界本部および国際事務局の担当職員で、管理運営に関する数多くの質問に答えたり、RI の適切な担当職員に質問を回したりします。

地区名簿 — 地区指導者の連絡先および地区に関する他の情報。

## 推奨ロータリー・クラブ細則

\*注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI 定款、RI 細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を RI 事務総長に提出して RI 理事会の審議を乞わなければならない。

## 第 1 条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

## 第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員\_\_\_\_\_名により成る理事会とする。すなわち本細則第 3 条第 1 節に基づいて選挙された\_\_\_\_\_名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計および直前会長である。

## 第 3 条 理事および役員選挙

### 第 1 節

役員を選挙すべき会合の 1 カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計および\_\_\_\_\_名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数

を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た\_\_\_\_\_名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミネーとなるものとし、その選挙の後の次の7

月1日に始まる年度に、会長ノミネーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミネーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

## 第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した理事エレクトは、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

## 第4条 役員の任務

### 第1節

会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

### 第2節

会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

### 第3節

副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

#### 第4節

幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

#### 第5節

会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

### 第5条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年\_\_\_\_\_に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第5条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない」と規定している)

## 第2節

本クラブの毎週の例会は\_\_\_\_\_曜日\_\_\_\_\_時に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

## 第4節

定例理事会は毎月\_\_\_\_\_に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第6条 入会金および会費

第1節 入会金は\_\_\_\_\_とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

## 第2節

会費は年額\_\_\_\_\_とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

#### 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する)

#### 第8条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

#### 第9条 委員会

クラブ委員会は、四大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に3年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。

常設委員会の任命は次の通りである。

#### 会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

### クラブ広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

### クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

### 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

### ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。

クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権をもつ。そのような任意の委員会の見本一覧表は、「クラブ委員長の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を考案することができる。

## 第 10 条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な RI 文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を考案する際、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー一年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

## 第 11 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 3 節および第 4 節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない）

## 第 12 条 財務

### 第 1 節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員2名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第4節 すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

#### 第5節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

#### 第6節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

### 第13条 会員選挙の方法

#### 第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員また

は他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

## 第2節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

## 第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

## 第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

## 第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その日とは、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

## 第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第 7 節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

#### 第 14 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

#### 第 15 条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

#### 第 16 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則

と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

## 現実的なクラブの対応 1

### CLP の新しい発想

CLP を採用する場合、どうしても避けて通ることのできないステップに委員会構成の合理化があげられます。どのような委員会構成を採用すれば、効率のよいクラブ運営ができるのでしょうか。以前の推奨ロータリークラブ細則は大規模クラブを対象にして作られたものだったので、中小規模のクラブがそのまま採用すれば、一人の会員が幾つもの委員会を兼任せざるを得なくなり、結果として満足な委員会活動ができないという問題が起きていました。細則に記載されている委員会をすべて設置して、一名の委員長と二名の委員を置いて、さらに定款で定められている役員を加えれば、70名規模のクラブでなければ、この委員会構成を採択できない計算になります。もっとも、クラブ細則はクラブが独自に決めることが可能なので、自らのクラブの規模にふさわしいように委員会を統廃合して、クラブの運営を合理化すれば良いのですが、日本のほとんどのクラブはこの作業をせず、推奨クラブ細則をそのまま採用して、無駄な委員会に数少ない会員を二重三重に張り付かせているケースが大部分でした。

今回、CLP に基づいた新しい推奨クラブ細則が発表されましたが、その冒頭に「本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリークラブは、標準ロータリークラブ定款、RI

定款、RI

細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。」と書かれているにもかかわらず、それをそのまま採用することを前提にして、賛成、反対の議論に花が咲いているようで

す。どうも、日本人の、お上から与えられたものをそのまま受け容れるという悪い習慣は、なかなか治らないようです。要は、小規模のクラブでも効率的に運営できるような委員会構成を考えることが、CLP を成功裏に導く第一歩なのです。

1927年に開催されたオステンド大会で、ロータリーに四大奉仕の考え方が導入されましたが、それ以前は、ロータリーの諸活動をクラブ内諸活動とクラブ外諸活動に二分して考えていました。この考え方を採用すると、中小規模のクラブに適した、きわめて合理的な委員会構成ができます。

まず、ロータリー活動をクラブ内諸活動 **Club internal activities** とクラブ外諸活動 **Club external activities** に二分します。クラブ内活動は会員自身に関わる会員委員会と、クラブ管理に関わるクラブ管理委員会によって構成されるクラブ奉仕委員会が担当し、クラブ外活動は例会外で行う奉仕活動全般、すなわち職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会によって構成される奉仕活動委員会が担当します。RI の提案ではこの委員会を奉仕プロジェクト委員会に一括していますが、四大奉仕の原則からは、クラブ奉仕を除く三つの委員会に分割する方がベターだと思います。

会員委員会は、従来の会員増強・会員選考・職業分類・ロータリー情報・親睦活動各委員会の職務を行い、クラブ管理委員会は、プログラム・出席・広報・雑誌・会報各委員会の職務を行います。

社会奉仕委員会は、社会奉仕、インターアクト・ローターアクト・ライラを含む新世代委員会の職務を、国際奉仕委員会は、世界社会奉仕・国際交流・国際青少年交換・ロータリー財団・米山奨学委員会の職務を行います。

小規模のクラブでは、クラブ奉仕委員会と奉仕活動委員会を常任委員会にして、クラブ管理・会員・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の各委員会を小委員会にすれば、少ない人数でも対応できますし、中規模乃至は大規模の

クラブでは、小委員会を常任委員会にして、それぞれの具体的な専門分野を小委員会にすれば、ほぼ従来の委員会構成を踏襲した形で収まると思います。ただし、会員増強、会員選考、職業分類は会員増強委員会に統合、雑誌、会報、広報と、プログラム、出席はそれぞれ統合可能です。小規模クラブでは、ロータリー財団と米山奨学委員会を国際奉仕委員会に統合せざるを得ませんが、可能な限り独立させる方が望ましいと思います。

#### 小規模クラブ委員会構成例

理事会

常任委員会

小委員会

具体的な職務内容

クラブ奉仕

委員会

クラブ内の諸活動を担当クラブ管理委員会プログラム・出席・広報・雑誌  
会報・インターネット・親睦

会 員 委 員 会  
会員増強・会員選考・職業分類ロータリー情報・奉仕活動  
委員会

クラブ外の諸活動を担当職業奉仕委員会

社会奉仕委員会  
社会奉仕・新世代(インターアクトローターアクト・ライラ)

国際奉仕委員会  
世界社会奉仕・国際交流・国際青少年交換・ロータリー財  
団・米山奨学

#### 中・大規模クラブ委員会構成例

理事会

常任委員会小委員会

クラブ奉仕委員会例会 (プログラム・出席)

広報（雑誌・会報・インターネット）

親睦

会員（会員増強・会員選考・職業分類・ロータリー情報）

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会新世代（インターアクト・ローターアクト・ライラ）

国際奉仕委員会世界社会奉仕・必要ならば 国際交流・国際青少年交換

ロータリー財団・米山奨学

ここで示した委員会構成は、あくまで一例に過ぎません。各クラブの人数、奉仕活動の重点目標に合わせて、作成する必要があります。

クラブ独自の委員会構成の大本になるのがクラブ細則です。先ずクラブの実情に合致したクラブ細則を制定して、それに基づいて役員の構成や委員会構成を考えてください。

## 現実的なクラブの対応 2

ロータリー・クラブ細則例

2004年11月に開催されたRI理事会において、クラブ・リーダーシップ・プラン

CLP が審議され、これに準拠した新しい推奨ロータリークラブ細則が発表されました。CLP は会員数が激減したり、クラブの機能喪失によって、消滅したり、他のクラブと合併せざるを得ない危機に瀕しているクラブを活性化するためのプランですが、四大奉仕に基づいた委員会構成を採用していない点や、さらに常任委員会の構成に関して、日本のロータリアンの間にはかなりの抵抗があるようです。そこで、四大奉仕に基づいた委員会構成を前提にして、日本のロータリアンに受け入れられ易いようにアレンジしたクラブ細則を作ってみました。

CLPの趣旨に従って可能な限り委員会を統廃合して、委員会構成をスリム化してみました。大規模クラブでは会員数に応じて委員会数を増やすことも可能です。要は、所属委員会の活動に専念できるように、一人の会員が一つの委員会に所属するように配慮することです。そして現実の委員会構成を反映するように、クラブの実態に沿ったクラブ細則を整備することです。この試案はあくまでも参考に過ぎません。皆さまのクラブの実態に沿った最適のクラブ細則を考えてみてください。

なおこの細則例は前述の大・中規模クラブを想定したものです。

## 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員8名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事および会計である。

注:

- ① 人数の多いクラブでは、理事に直前会長を加えて理事会9名とする
- ② 4名の理事とは四大奉仕部門の委員長である。
- ③ 幹事、会計は職権理事とする。

## 第3条 理事および役員の選挙

第1節 年次総会の1カ月前の例会において、議長は指名委員会の開催を通告する。指名委員会は次々年度会長候補者を指名して、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。年次総会の1カ月前の例会において、議長は、会長ノミニーに対して、次年度副会長、幹事、会計および他の4名の理事候補者の指名を要請する。会長ノミニーは、候補者を指名して、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。

指名委員会および会長ノミニーより指名をうけた候補者は、年次総会において投票に付せられ、各々最多投票数を獲得した候補者をもって当選者とする。ただし、候補者の数が投票に付される役員および理事の定数を越えない場合は、口頭による採決をもって、これに代えることができる。

前記の投票によって選挙された次々年度会長候補者は、会長ノミニーとなり、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられる。

第2節 選挙された役員および理事によって理事会を構成する。会長エレクトは、選挙によって決定した理事エレクトを招集して、1週間以内に会場監督を決定しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填する。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、残りの役員エレクトまたは理事エレクトの決定によって補填する。

注:

- ① ほとんどのクラブは指名委員会による指名と、年次総会における選挙によって理事および役員を決定しているため、その手続きを明文化しておく必要がある。
- ② 年次総会で、直接投票によって会長ノミネーを選ぶ方法もあるが、日本では会長経験者で構成された指名委員会に候補者の指名を委ねる方法が一般的である。
- ③ 指名委員会は現会長および過去4代の会長、計5名で構成される場合が多い。
- ④ 指名委員長は、最も古い4代前の会長もしくは現会長のいずれかに定めておくと、指名作業が円滑に進む。
- ⑤ 理事や役員の指名は会長エレクトの専任事項なので、指名委員会が介入しない方がよい。
- ⑥ 会長および理事、役員の決定は規約上は選挙となっている。現実には、指名された役職別の候補者数と定員とが同数になる場合が通例だが、一応の選挙方法は定めておく方がよい。

#### 第4条 役員の仕事

第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第2節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての仕事およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行う。

第3節 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

#### 第4節

幹事。幹事の仕事は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半

期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行う。

第5節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行う。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。

## 第5条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月に開催される。この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

### 第2節

本クラブの毎週の例会は\_\_\_\_\_曜日\_\_\_\_\_時に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月\_\_\_\_\_に開催される。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集される。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

注:

① ロータリーの規約によって定められた会合は、年次総会、例会および理事会であり、しばしば用いられる臨時総会という言葉は存在しない。

② 例会の定足数は会員総数の3分の1、理事会の定足数は理事会メンバーの過半数であり、それに満たなかった場合、これらの会合は成立しない。

③ 役員選挙の年次総会は12月31日までに開催しなければならない。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金は\_\_\_\_\_とし、入会承認に先んじ納入しなければならない。

第2節 会費は年額\_\_\_\_\_とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI 公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入しなければならない。

注:

①入会金や会費の額、およびロータリアン誌の購読料は細則で定められているので、これらの額を変更するためには細則の変更が必要であり、定足数を満たした例会における会員の承認を要する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

注:

多数決による採決は、確かに民主主義的な決め方かも知れない。しかしクラブ内における会員の親睦を第一義に考えるならば、なるべく満場一致を原則とし、異論を唱える会員がいるような案件は強行しない配慮が必要である。

注:

RI が推奨するロータリークラブ細則には

#### 「第 8 条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。」という条文があるが、これは RI 推奨ロータリークラブ細則の第 9 条に記載されている CLP に基づく委員会構成が、従来の四大奉仕に基づく委員会構成とかけ離れたものになっているため、断り書きとして新設された条文だと考えられる。従って四大奉仕に基づく委員会構成を採用するのなら、この条文は必要ない。

#### 第 8 条 委員会

##### 第 1 節 常任委員会

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b)会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置することができる。

(c)クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および委員をもって構成する。

(d) 会長は職権上すべての委員会の委員になり、委員会に付随するあらゆる特典をもつ。

(e)各委員会は本細則によって付託された職務と、会長または理事会が付託する事項を処理しなければならない。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

(a)

クラブ奉仕委員長はクラブ奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(b) クラブ奉仕委員会はクラブ奉仕委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の特定分野を担当する次の委員会を設置する。

会員委員会

例会委員会

親睦委員会

広報委員会

## 第3節 職業奉仕委員会

職業奉仕委員長は職業奉仕の諸活動全般に対して責任をもつ。

#### 第4節 社会奉仕委員会

(a) 社会奉仕委員長は社会奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。

(c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置する。

#### 新世代委員会

#### 第5節 国際奉仕委員会

(a) 国際奉仕委員長は国際奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(b) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。

(c) 会長は、理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置する。

#### ロータリー財団委員会

#### 米山奨学委員会

注:

① 会員委員会は、従来の会員増強委員会、会員選考委員会、職業分類委員会、ロータリー情報委員会を統合したものである。

② 例会委員会は、従来のプログラム委員会、出席委員会委員を統合したものである。

③ 広報委員会は、従来の雑誌委員会、会報委員会、広報委員会を統合したものである。

## 第9条 委員会の任務

### 第1節 クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕に関する事柄についてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。この委員会の委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

#### (a) 会員委員会

① 会員の増強と退会防止に関する包括的な計画を立てて、実施する。

② 毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日までにその地域社会の職業分類調査を行い、その調査に従って、職業分類の原則を適用した充填未充填職業分類表を作成する。絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討して、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に努める。

③ 会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員に、あらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

#### (b) 例会委員会

① 地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会を含めたあらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案する。特に本クラブへの出席と、本クラブ例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を促し、全会員に出席規定を周知徹底し、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、さらに出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務める。

② 例会会および臨時の会合のためのプログラムを準備、手配、予告すると共に、これが完全に実施されるまでの責任を負う。

(c) 親睦委員会

① 例会における会員間の親睦をはかるための方策を考案しこれを実施する。

② ロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を促し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たす。

(d) 広報委員会

① クラブ週報の定期刊行とクラブのウェブサイトの定期的更新によって、会員の関心を促すと共に、出席の向上を図り、例会のプログラムを予告し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を深め、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるように努める。

② ロータリーの友およびRIや地区から発行される刊行物やウェブサイトに対する関心を喚起し、雑誌月間行事を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月これら刊行物やウェブサイトの簡単な紹介を行い、新会員の情報源として刊行物やウェブサイトを利用することを奨め、ロータリーに関心をもつ人や図書館、病院、学校その他の公共の施設に雑誌を寄贈し、ニュース資料や写真を投稿し、その他あらゆる方法によって雑誌を有効に利用するように務める。

③ 広く一般世間に、ロータリーの歴史、綱領、規模および活動に関する情報を提供すると共に、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施する。

第2節 職業奉仕委員会

職業奉仕の理念を伝え、職業関係における諸責務を遂行し、各会員がそれぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

### 第3節 社会奉仕委員会

地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整する。

#### (a) 新世代委員会

その地域社会における新世代問題に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

### 第4節 国際奉仕委員会

国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整する。

#### (a) ロータリー財団委員会

ロータリー財団に対する資金的寄付とプログラムへの参加を通じて、ロータリー財団を支援する計画を立て、実施する。

#### (b) 米山奨学委員会

米山記念奨学会の目的を円滑に遂行するための情報を提供し、方策を考案し、これを実施する。

### 第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

注：出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものであって、その会員を出席とみなすものではない。その会員がメイクアップをしない限り、欠席となる。

## 第 11 条 財務

### 第 1 節 資金の預託

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預託しなければならない。

### 第 2 節 会計処理

(a) 入金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 入金 伝票 に 基づいて、入金 しなければならない。

(b) 出金 は 幹事 または 担当 理事 および 会計 が 署名 した 出金 伝票 に 基づいて、会計 が 押印 した 小切手 または 振込 を もって 出金 しなければならない。

(c) 本クラブのすべての会計について、毎年 1 回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

### 第 3 節 会計年度

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日までとし、会費徴収の目的のために、7 月 1 日より 12 月 31 日までの期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日までの期間の二半期に分ける。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われる。

### 第 4 節 予算

各会計年度が始まる迄に、理事会はその年度の収支予算を作成し、または作成させなければならない。その予算は、理事会において承認された後に、各費目ごとに支出の限度額となる。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

注： 資金の安全保管のために、会計が保証を提供する制度は、日本では一般化していない。

## 第 12 条 会員選挙の方法

第 1 節 本クラブの会員または会員委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の会員推薦申込書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出される。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって推薦されてもよい。

第 2 節 理事会は、会員委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地および、人格、職業上および社会的見地からその適格性を調査させ、これを理事会に報告させる。

第 3 節 理事会は、会員委員会の勧告を審査して、推薦状の提出後 30 日以内に、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて推薦者に通知する。

第 4 節 理事会がこれを承認した場合は、候補者に入会申込書の提出を求め、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについての承諾を求める。

第 5 節 候補者が承諾した場合、本人の氏名、職業分類その他必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送される。

第 6 節 告知書が発送されて 7 日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、理事会は、推薦者と会員委員会に、会員候補者に対するロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務についての説明をさせる。この説明の後、会員候補者(名誉会員以外)は、所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次回の理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、出席理事会メン

バーの全員の賛成が得られた場合は、会員候補者(名誉会員以外)は所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第7節 このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員を RI に報告しなければならない。会員委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第8節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

注:

- ① 会員候補者を他クラブに推薦することはできない。ただし、移籍会員、元会員については可能。
- ② 理事会は、推薦状の提出後 30 日以内に結論をださなければならない。いたずらに結論を保留することはできない。
- ③ 会員より異議の申し立てがあった場合、理事会の採決方法(全員一致か多数決か)について、あらかじめ定めておくべきである。
- ④ クラブ内の揉め事の大半は入会を巡って起こる。会員増強を優先するのか、会員間の親睦を優先するのかを、理事会は適切に判断しなければならない。
- ⑤ 候補者として推薦されている事実を本人に知らせる時期、最初のロータリー・インフォメーションをする時期についてはクラブ・レベルで考慮する必要がある。
- ⑥ 新会員を援助する会員を指名しなければならない。指名を受けた会員は、適切なロータリー情報を提供すると共に、あらゆるロータリーの会合に新会員と共に出席しなければならない。

⑦ ライバル関係にある同業者の入会を阻止するために、一人でも反対があれば入会できないように定めることは可能である。

### 第 13 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

注:

- ① 定款改正や R I の直接監督権の行使以外の、R I や地区の決議、指示、要請も、クラブ理事会の権限が優先する。
- ② 会長や幹事が地区や他クラブと交わした約束も、理事会の審議結果によって却下されることもある。
- ③ 理事会の承認なしに、委員会の決定事項を例会で報告することはできない。

### 第 14 条 議事の順序

開会点鐘  
来訪ロータリアンの紹介  
会長の時間  
幹事報告  
委員会報告  
審議未了議事  
新規議事  
卓話またはその他のプログラム  
ニコニコ箱などの報告  
閉会点鐘

注： 現実に行われているクラブ例会の順序を現わすものでなければならぬ。

#### 第 15 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。

#### 標準ロータリー・クラブ定款および RI

の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

注：

- ① 定款、細則の改正は、総会ではなく定足数を満たした例会における会員の議決を要する。
- ② 定款、細則の改正は、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票が必要である。

2006 年 11 月 25 日

## 大動脈解離

K病院で脊椎間狭窄の診断を受け、第四、第五腰椎の開放術を行い、術後3日目には傷の痛みも治まって、走行距離も徐々に伸びて100メートルほど歩けるようになったものの、それ以降は症状がほとんど改善されることもなく、歩行による下肢の痛みや痺れが、徐々に強くなってきました。

MRIやCTに典型的な脊椎間狭窄の所見が見られたわけではなかったのに、手術に踏み切ってしまったことを深く後悔しましたが、今となっては後の祭りです。そうかと言って、原因不明のまま不便な生活をつづけるのも不安なものです。血管系の障害ではないかという疑問が浮かんできたので、病院側に申し出ましたが無視され、「様子を見ましょう」という言葉の連発に遂に頭に来て、結局振り出しの兵庫医大病院に戻って、最初から検査のやり直しをしてもらうことにしました。

循環器内科の精密検査の結果、下肢の血管に循環障害があり、血流が60%ほどしかないことが判りました。そのせいか秋口になってから妙に足の指が冷たく感じられ、めったに家でははかない靴下がいるようになってきました。11月に以前患った心筋梗塞の定期検査が予定されていたので、同時に腹部大動脈と下肢大動脈の血管造影をしてもらうことにして検査入院しました。

その結果、腹部大動脈の腎臓へ行く分枝の下に強度の狭窄があることが判りました。狭窄率90%ですから、僅か10%しか下半身に回っていないことを意味しているのです。これでは少し長い距離を歩けば酸欠のため歩行不能になったり、足の指が冷たくなるのも当然のことです。

脊椎の神経系の病気だと言われて痛い思いをして一年かけて治療を受けていたのに、何のことはない血管系の病気だったのです。

12月9日に「ロータリー源流セミナー」があり、その後来年の1月17日に東京RCの卓話、1月20日に2770地区のIMがあるので、その間隙を縫って主術をしてもらうことにしてもらい、12月16日入院、12月20日手術、1月10日退院というスケジュールをたててもらいました。この正月にはアメリカに住んでいる二人の娘も帰省して、久しぶりに一家団欒の新年を迎えることにしていたのに、病院のお正月とは残念なことです致し方ありません。

この手術の術式には二通りあり、お腹を縦にぼっさり切開して、人工血管に取り替えるオーソドックスな方法と、頸動脈に人工血管を吻合して、それを皮下に這わせながら鼠蹊部の動脈に繋ぐという方法です。後者は開腹しないので簡単にできる上短い入院期間で済む一方で、術後の生活にかなりの制約が付きまします。

私の場合は前者の術式を選び、35センチの正中切開という大手術になりました。ところが開腹してみると単なる大動脈狭窄ではなく、大動脈解離といって血管の内膜がはがれて舌状になって折れ曲がり、それが見かけ上の血管造影上の狭窄状態を呈していたことが判りました。そのまま放って置けば、いつ大動脈破裂を起こしても不思議ではなく、手術を選択したこと、人工血管に取り替える術式を選択したことが、共に結果的には最善の選択をしたこととなります。手術は全身麻酔なのでいつ始まっていつ終わったのか判りませんが、術後の傷とお腹の痛みには参りました。硬膜外麻酔といって脊椎の神経に沿ってチューブを埋め込んで、そこに麻酔薬を少量ずつ流すという便利な麻酔や座薬のおかげで悪夢の3日間をなんとか乗り切ることができました。

2日目からは強制的に歩行訓練を課せられ、お腹の痛みにお汗を流しつつ、重たい麻酔セットを肩に背負って、点滴セットや心電計を押しながら病院の廊下を右往左往しました。少々動いても傷が広がる心配はないと言

われて、ガーゼ交換のときによくよく傷口をみると、糸ではなくて、金属製のホッチギスのようなもので傷口が留めてあるにはびっくりしました。金属製なので感染の危険性が極めて少ないとのことですし、昔の抜糸という言葉は今や死語と化し、抜鉤に変わりました。

その抜鉤を昨日終わり、今日は2時間の外出許可をもらって、ロータリーの源流の更新とメールの整理しに帰宅しました

一日 300 通から 500 通のメールが届いています。大部分のメールはジャンク・メールなので、自動的にゴミ箱行きに設定していますが、これを全部削除しておかなければ、サーバのメール・ボックスが満杯になってしまいます。私がいつもお世話になっている兵庫医大の循環器系は信頼がおけますし、何度も命拾いをさせてもらって、心から感謝をしているのですが、メールやインターネットの環境にないことが、唯一の欠点です。しめ飾りが取れる頃には退院できそうなので、楽しみにしています。

2006年12月31日